News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

厚生労働省及び環境省と同時発表

平成２０年９月２９日
経　済　産　業　省

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見の募集について

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成２０年９月２９日（月）から１０月２９日（水）までの間パブリックコメントを、実施いたします。今回の政令改正は、指定化学物質の見直し及び対象業種への医療業の追加を行うためのものです。

１．意見募集の対象

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」

２．資料入手方法

○電子政府総合窓口 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public
○経済産業省ＨＰ　 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.htm
○経済産業省製造産業局化学物質管理課において資料配付

３．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成２０年９月２９日（月）から１０月２９日（水）まで

４．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に以下の記入要領に従い、必要事項を御記入の上、電子メール、ＦＡＸ、郵送のいずれかの方法で、下記の提出先まで送付して下さい。
※御意見は日本語で提出してください。
※件名は「化管法施行令の改正案に対する意見」として下さい。
※電話及び匿名での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

【記入要領】
（宛先）経済産業省製造産業局化学物質管理課
　　化管法施行令の改正案パブコメ担当
（件名）化管法施行令の改正案に対する意見
　　（郵送の場合は、封筒に赤字で記載して下さい）
【氏名】（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

【住所】
【電話番号】
【ＦＡＸ番号】
【電子メールアドレス】
【意見】
・該当箇所（※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記して下さい）
・意見内容
・理由（※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい）

【提出先及びお問い合わせ先】
経済産業省製造産業局化学物質管理課　化管法施行令の改正案パブコメ担当
〒100-8901　東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-1511（内線3691）
FAX：03-3580-6347
E-mail：qqhbbf@meti.go.jp

５．その他
皆様からいただきました御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。
御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（本発表資料のお問い合わせ先）
経済産業省製造産業局化学物質管理課長　福島
担当者：藤沢、松田、中辻
電　話：03-3501-1511（内線3691）
03-3501-0080（直通）

（別紙）

経済産業省製造産業局化学物質管理課　　化管法施行令の改正案パブコメ担当　　宛

化管法施行令の改正案に対する意見

【氏名】
　　（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
【住所】

【電話番号】

【ＦＡＸ番号】

【電子メールアドレス】

【意見】
・該当箇所（※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記して下さい）
・意見内容
・理由（※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見公募要領

平成２０年９月２９日
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

１．意見公募の趣旨

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成２０年９月２９日（月）から１０月２９日（水）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

２．意見公募の対象

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」

３．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成２０年９月２９日（月）～１０月２９日（水）

４．資料入手方法

○　以下のホームページに掲載

【電子政府総合窓口（e-Gov）】　http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public

【厚労省ＨＰ】　http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm

【経済産業省ＨＰ】　http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.htm

【環境省ＨＰ】　http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html

○　「６．意見提出先」において資料配付

５．意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式、以下の記入要領に従い、郵送、ＦＡＸ又はＥ－ｍａｉｌのいずれかの方法で、御提出ください。

（注意事項）

※御意見は日本語で提出してください。

※件名に必ず「化管法施行令の改正案に対する意見」と記載してください。
※郵送、ＦＡＸの場合は、Ａ４版の用紙で提出してください。
※電話及び匿名での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【記入要領】

（宛先）　化管法施行令の改正案パブコメ担当
（件名）　化管法施行令の改正案に対する意見
　　（郵送の場合は、封筒に赤字で記載して下さい）
【氏名】（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
【住所】
【電話番号】
【ＦＡＸ番号】
【電子メールアドレス】
【意見】
・該当箇所（※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記して下さい）
・意見内容
・理由（※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい）

６．意見提出先

化管法施行令の改正案パブコメ担当（※以下の何れかの窓口まで）

○厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-5253-1111（内線 2424）
FAX：03-3593-8913
※インターネットで御提出される場合、以下ＵＲＬの入力フォームの「※件名」欄に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見」と入力し、御送信下さい。
https://www-secure.mhlw.go.jp/cgi-bin/getmail/publiccomment_input.cgi?mailto=prtrchemical@mhlw.go.jp

○経済産業省製造産業局化学物質管理課
〒100-8901　東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL：03-3501-1511（内線 3691）
FAX：03-3580-6347
E-mail：qqhbbf@meti.go.jp

○環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
〒100-8975　東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL：03-3581-3351（内線 6356）
FAX：03-3580-3596
E-mail：ehs@env.go.jp

７．公示資料

（意見公募の対象）
・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要
・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

（参考資料）
・規制の事前評価書（要旨）
（規制の事前評価については、厚生労働省、経済産業省及び環境省がそれぞれの観点から実施しているため、詳細は各省ホームページを御参照下さい。）

８．その他

御提出いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（別添）

化管法施行令の改正案パブコメ担当　　宛

化管法施行令の改正案に対する意見

【氏名】
（※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
【住所】

【電話番号】

【ＦＡＸ番号】

【電子メールアドレス】

【意見】
・該当箇所（※どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記して下さい）
・意見内容
・理由（※根拠となる出典等を添付又は併記して下さい）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

１．改正の趣旨

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第２条第２項に規定する第一種指定化学物質及び同条第３項に規定する第二種指定化学物質の指定並びに同条第５項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種の追加を行うため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

２．改正の内容

（１）第一種指定化学物質の指定（令第１条、令第４条、令別表第１関係）

第一種指定化学物質について、最新の有害性に関する知見や製造・輸入量等に応じ、削除及び追加を行う。現行354物質が指定されているところ、改正後の指定物質数は462物質となる。

また、そのうち、令第４条第１号イに規定する特定第一種指定化学物質についても、削除及び追加を行う。現行12物質が指定されているところ、改正後の指定物質数は15物質となる。

（２）第二種指定化学物質の指定（令第２条、令第６条、令別表第２関係）

第二種指定化学物質について、最新の有害性に関する知見や製造・輸入量等に応じ、削除及び追加を行う。現行81物質が指定されているところ、改正後の指定物質数は100物質となる。

（３）業種の追加（令第３条関係）

環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に、医療業を追加する。

３．施行期日

平成21年10月１日

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第三条　法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二　医療業 二十三・二十四　（略） 第四条　法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一　次のいずれかに該当すること。 イ　その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質（別表第一第三十四号、第五十七号、第七十六号、第八十九号、第九十五号、第二百四十四号、第三百六号、第三百九号、第三百三十二号、第三百五十一号、第三百八十五号、第三百九	第三条　法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。 一～二十一　（略） 二十二・二十三　（略） 第四条　法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一　次のいずれかに該当すること。 イ　その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質（別表第一第二十六号、第四十二号、第六十号、第六十九号、第七十七号、第百七十九号、第二百三十二号、第二百五十二号、第二百九十四号、第二百九十五号、第二百九十九号及び第

十四号、第三百九十七号、第四百号及び第四百十一号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の(1)から(16)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(16)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

(1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質　亜鉛
(2) 別表第一第三十二号に掲げる第一種指定化学物質　アンチモン
(3) 別表第一第四十五号に掲げる第一種指定化学物質　インジウム
(4) 別表第一第八十三号に掲げる第一種指定化学物質　銀
(5) 別表第一第八十八号に掲げる第一種指定化学物質　クロム
(6) 別表第一第百三十三号に掲げる第一種指定化学物質　コバルト
(7) 別表第一第百四十五号に掲げる第一種指定化学物質　シアン
(8) 別表第一第二百三十八号に掲げる第一種指定化学物質　水銀
(9) 別表第一第二百四十号に掲げる第一種指定化学物質　スズ
(10) 別表第一第二百四十三号に掲げる第一種指定化学物質　セレ

三百四十三号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の(1)から(16)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(16)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

(1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質　亜鉛
(2) 別表第一第二十五号に掲げる第一種指定化学物質　アンチモン
(3) 別表第一第六十四号に掲げる第一種指定化学物質　銀
(4) 別表第一第六十八号に掲げる第一種指定化学物質　クロム
(5) 別表第一第百号に掲げる第一種指定化学物質　コバルト
(6) 別表第一第百八号に掲げる第一種指定化学物質　シアン
(7) 別表第一第百七十五号に掲げる第一種指定化学物質　水銀
(8) 別表第一第百七十六号に掲げる第一種指定化学物質　スズ
(9) 別表第一第百七十八号に掲げる第一種指定化学物質　セレ

レン

(11) 別表第一第二百七十三号に掲げる第一種指定化学物質　銅

(12) 別表第一第三百二十一号に掲げる第一種指定化学物質　バナジウム

(13) 別表第一第三百七十四号に掲げる第一種指定化学物質　ふっ素

(14) 別表第一第四百五号に掲げる第一種指定化学物質　ほう素

(15) 別表第一第四百十二号に掲げる第一種指定化学物質　マンガン

(16) 別表第一第四百五十三号に掲げる第一種指定化学物質　モリブデン

ロ　その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(6)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(6)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質量」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。

(1) 別表第一第七十六号に掲げる第一種指定化学物質　カドミウム

(2) 別表第一第八十九号に掲げる第一種指定化学物質　クロム

ン

(10) 別表第一第二百七号に掲げる第一種指定化学物質　銅

(11) 別表第一第二百三十号に掲げる第一種指定化学物質　鉛

(12) 別表第一第二百四十三号に掲げる第一種指定化学物質　バリウム

(13) 別表第一第二百八十三号に掲げる第一種指定化学物質　ふっ素

(14) 別表第一第三百四号に掲げる第一種指定化学物質　ほう素

(15) 別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質　マンガン

(16) 別表第一第三百四十六号に掲げる第一種指定化学物質　モリブデン

ロ　その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(5)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(5)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質量」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。

(1) 別表第一第六十号に掲げる第一種指定化学物質　カドミウム

(2) 別表第一第六十九号に掲げる第一種指定化学物質　クロム

(3)	別表第一第三百六号に掲げる第一種指定化学物質　鉛
(4)	別表第一第三百九号に掲げる第一種指定化学物質　ニッケル
(5)	別表第一第三百三十二号に掲げる第一種指定化学物質　砒素
(6)	別表第一第三百九十四号に掲げる第一種指定化学物質　ベリリウム

ハ～ヘ　（略）

二　（略）

第五条　（略）

第六条　法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

一～四　（略）

第七条～第九条　（略）

別表第一（第一条関係）

(3)	別表第一第二百三十二号に掲げる第一種指定化学物質　ニッケル
(4)	別表第一第二百五十二号に掲げる第一種指定化学物質　砒素
(5)	別表第一第二百九十四号に掲げる第一種指定化学物質　ベリリウム

ハ～ヘ　（略）

二　（略）

第五条　（略）

第六条　法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量（別表第二第九号に掲げる第二種指定化学物質にあってはその含有するインジウムの質量、同表第四十四号に掲げる第二種指定化学物質にあってはその含有するタリウムの質量、同表第五十号に掲げる第二種指定化学物質にあってはその含有するテルルの質量）の割合が一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

一～四　（略）

第七条～第九条　（略）

別表第一（第一条関係）

一	亜鉛の水溶性化合物
二	アクリルアミド
三	アクリル酸エチル
四	アクリル酸及びその水溶性塩
五	アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル
六	アクリル酸二―ヒドロキシエチル
七	アクリル酸ノルマル―ブチル
八	二アクリル酸ヘキサメチレン
九	アクリル酸メチル
十	アクリロニトリル
十一	アクロレイン
十二	アジ化ナトリウム
十三	アセトアルデヒド
十四	アセトニトリル
十五	アセトンシアノヒドリン
十六	アセナフテン
十七	二・二′―アゾビスイソブチロニトリル
十八	オルト―アニシジン
十九	アニリン
二十	一―アミノ―九・一〇―アントラキノン
二十一	二―アミノエタノール
二十二	五―アミノ―四―クロロ―二―フェニルピリダジン―三

一	亜鉛の水溶性化合物
二	アクリルアミド
三	アクリル酸
四	アクリル酸エチル
五	アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル
六	アクリル酸メチル
七	アクリロニトリル
八	アクロレイン
九	アジピン酸ビス（二―エチルヘキシル）
十	アジポニトリル
十一	アセトアルデヒド
十二	アセトニトリル
十三	二・二′―アゾビスイソブチロニトリル
十四	オルト―アニシジン
十五	アニリン
十六	二―アミノエタノール
十七	N―（二―アミノエチル）―一・二―エタンジアミン（別名ジエチレントリアミン）
十八	五―アミノ―一―［二・六―ジクロロ―四―（トリフルオロメチル）フェニル］―三―シアノ―四―［（トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール（別名フィプロニル）
十九	三―アミノ―一H―一・二・四―トリアゾール（別名アミト

（二Ｈ）―オン（別名クロリダゾン）

二十三　五―アミノ―一―［二・六―ジクロロ―四―（トリフルオロメチル）フェニル］―三―シアノ―四―［（トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール（別名フィプロニル）

二十四　パラ―アミノフェノール

二十五　メタ―アミノフェノール

二十六　四―アミノ―六―ターシャリ―ブチル―三―メチルチオ―一・二・四―トリアジン―五（四Ｈ）―オン（別名メトリブジン）

二十七　三―アミノ―一―プロペン

二十八　四―アミノ―三―メチル―六―フェニル―一・二・四―トリアジン―五（四Ｈ）―オン（別名メタミトロン）

二十九　アリルアルコール

三十　一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン

三十一　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）

三十二　アンチモン及びその化合物

三十三　アントラセン

三十四　石綿

三十五　三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート

三十六　イソブチルアルデヒド

ロール）

二十　二―アミノ―四―［ヒドロキシ（メチル）ホスフィノイル］酪酸（別名グルホシネート）

二十一　メタ―アミノフェノール

二十二　アリルアルコール

二十三　一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン

二十四　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）

二十五　アンチモン及びその化合物

二十六　石綿

二十七　三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート

二十八　イソプレン

二十九　四・四′―イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ）

三十　四・四′―イソプロピリデンジフェノールと一―クロロ―二・三―エポキシプロパンの重縮合物（別名ビスフェノールＡ型エポキシ樹脂）（液状のものに限る。）

三十一　二・二′―［イソプロピリデンビス［（二・六―ジブロモ―四・一―フェニレン）オキシ］］ジエタノール

三十二　二―イミダゾリジンチオン

三十三　一・一′―［イミノジ（オクタメチレン）］ジグアニジン

三十七　イソプレン

三十八　四・四′―イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールＡ）

三十九　二・二′―［イソプロピリデンビス［（二・六―ジブロモ―四・一―フェニレン）オキシ］］ジエタノール

四十　Ｎ―イソプロピルアミノホスホン酸Ｏ―エチル―Ｏ―（三―メチル―四―メチルチオフェニル）（別名フェナミホス）

四十一　イソプロピル＝二―（四―メトキシビフェニル―三―イル）ヒドラジノホルマート（別名ビフェナゼート）

四十二　三―イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）

四十三　二―イミダゾリジンチオン

四十四　一・一′―［イミノジ（オクタメチレン）］ジグアニジン（別名イミノクタジン）

四十五　インジウム及びその化合物

四十六　エタンチオール

四十七　エチル＝二―［四―（六―クロロ―二―キノキサリニルオキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名キザロホップエチル）

四十八　Ｏ―エチル＝Ｏ―（六―ニトロ―メタ―トリル）＝セカンダリ―ブチルホスホルアミドチオアート（別名ブタミホス）

四十九　Ｏ―エチル＝Ｏ―四―ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名ＥＰＮ）

（別名イミノクタジン）

三十四　エチル＝二―［四―（六―クロロ―二―キノキサリニルオキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名キザロホップエチル）

三十五　Ｓ―エチル＝二―（四―クロロ―二―メチルフェノキシ）チオアセタート（別名フェノチオール又はＭＣＰＡチオエチル）

三十六　Ｏ―エチル＝Ｏ―（六―ニトロ―メタ―トリル）＝セカンダリ―ブチルホスホルアミドチオアート（別名ブタミホス）

三十七　Ｏ―エチル＝Ｏ―四―ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名ＥＰＮ）

三十八　Ｎ―（一―エチルプロピル）―二・六―ジニトロ―三・四―キシリジン（別名ペンディメタリン）

三十九　Ｓ―エチル＝ヘキサヒドロ―一Ｈ―アゼピン―一―カルボチオアート（別名モリネート）

四十　エチルベンゼン

四十一　エチレンイミン

四十二　エチレンオキシド

四十三　エチレングリコール

四十四　エチレングリコールモノエチルエーテル

四十五　エチレングリコールモノメチルエーテル

四十六　エチレンジアミン

四十七　エチレンジアミン四酢酸

四十八　Ｎ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛（別名

五十　N―（一―エチルプロピル）―二・六―ジニトロ―三・四―キシリジン（別名ペンディメタリン）

五十一　S―エチル＝ヘキサヒドロ―一Ｈ―アゼピン―一―カルボチオアート（別名モリネート）

五十二　二―エチルヘキサン酸

五十三　エチル＝（Ｚ）―三―［Ｎ―ベンジル―Ｎ―［［メチル（一―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート（別名アラニカルブ）

五十四　エチルベンゼン

五十五　Ｏ―エチル＝Ｓ―一―メチルプロピル＝（二―オキソ―三―チアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）

五十六　エチレンイミン

五十七　エチレンオキシド

五十八　エチレングリコールモノエチルエーテル

五十九　エチレングリコールモノメチルエーテル

六十　エチレンジアミン

六十一　エチレンジアミン四酢酸

六十二　Ｎ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）

六十三　Ｎ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンとＮ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物（別名マンコゼブ又はマンゼブ）

四十九　Ｎ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）

五十　Ｎ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンとＮ・Ｎ′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物（別名マンコゼブ又はマンゼブ）

五十一　一・一′―エチレン―二・二′―ビピリジニウム＝ジブロミド（別名ジクアトジブロミド又はジクワット）

五十二　四′―エトキシアセトアニリド（別名フェナセチン）

五十三　五―エトキシ―三―トリクロロメチル―一・二・四―チアジアゾール（別名エクロメゾール）

五十四　エピクロロヒドリン

五十五　二・三―エポキシ―一―プロパノール

五十六　一・二―エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）

五十七　二・三―エポキシプロピル＝フェニルエーテル

五十八　一―オクタノール

五十九　パラ―オクチルフェノール

六十　カドミウム及びその化合物

六十一　イプシロン―カプロラクタム

六十二　二・六―キシレノール

六十三　キシレン

六十四　銀及びその水溶性化合物

六十四　一・一′―エチレン―二・二′―ビピリジニウム＝ジブロミド（別名ジクアトジブロミド又はジクワット）

六十五　二―（四―エトキシフェニル）―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス）

六十六　エピクロロヒドリン

六十七　一・二―エポキシブタン

六十八　二・三―エポキシ―一―プロパノール

六十九　一・二―エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）

七十　二・三―エポキシプロピル＝フェニルエーテル

七十一　エマメクチン安息香酸塩（別名エマメクチンB$_{1b}$安息香酸塩及びエマメクチンB$_{1a}$安息香酸塩の混合物）

七十二　塩化第二鉄

七十三　塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）

七十四　一―オクタノール

七十五　パラ―オクチルフェノール

七十六　カドミウム及びその化合物

七十七　イプシロン―カプロラクタム

七十八　カルシウムシアナミド

七十九　二・四―キシレノール

八十　二・六―キシレノール

八十一　キシレン

六十五　グリオキサール

六十六　グルタルアルデヒド

六十七　クレゾール

六十八　クロム及び三価クロム化合物

六十九　六価クロム化合物

七十　クロロアセチル＝クロリド

七十一　オルト―クロロアニリン

七十二　パラ―クロロアニリン

七十三　メタ―クロロアニリン

七十四　クロロエタン

七十五　二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・五―トリアジン（別名アトラジン）

七十六　二―クロロ―二′―エチル―N―（二―メトキシ―一―メチルエチル）―六′―メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）

七十七　クロロエチレン（別名塩化ビニル）

七十八　三―クロロ―N―（三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル）―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン（別名フルアジナム）

七十九　一―［［二―［二―クロロ―四―（四―クロロフェノキシ）フェニル］―四―メチル―一・三―ジオキソラン―二―イル］メチル］―一H―一・二・四―トリアゾール（別名ジフェノコナゾール）

八十二	キノリン
八十三	銀及びその水溶性化合物
八十四	クメン
八十五	グリオキサール
八十六	グルタルアルデヒド
八十七	クレゾール
八十八	クロム及び三価クロム化合物
八十九	六価クロム化合物
九十	クロロアニリン
九十一	二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・五―トリアジン（別名アトラジン）
九十二	二―（四―クロロ―六―エチルアミノ―一・三・五―トリアジン―二―イル）アミノ―二―メチルプロピオノニトリル（別名シアナジン）
九十三	四―クロロ―三―エチル―一―メチル―Ｎ―［四―（パラトリルオキシ）ベンジル］ピラゾール―五―カルボキサミド（別名トルフェンピラド）
九十四	二―クロロ―二′―エチル―Ｎ―（二―メトキシ―一―メチルエチル）―六′―メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）
九十五	クロロエチレン（別名塩化ビニル）
九十六	三―クロロ―Ｎ―（三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル）―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオ

八十	クロロ酢酸
八十一	二―クロロ―二′・六′―ジエチル―Ｎ―（二―プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）
八十二	二―クロロ―二′・六′―ジエチル―Ｎ―（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）
八十三	一―クロロ―二・四―ジニトロベンゼン
八十四	一―クロロ―一・一―ジフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一四二ｂ）
八十五	クロロジフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―二二）
八十六	二―クロロ―一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一二四）
八十七	クロロトリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一三三）
八十八	クロロトリフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一三）
八十九	オルト―クロロトルエン
九十	二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はＣＡＴ）
九十一	三―クロロプロペン（別名塩化アリル）
九十二	四―クロロベンジル＝Ｎ―（二・四―ジクロロフェニル）―二―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）チオアセトイミダート（別名イミベンコナゾール）
九十三	クロロベンゼン
九十四	クロロペンタフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一五）

ロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン（別名フルアジナム）

九十七　一―［［二―［二―クロロ―四―（四―クロロフェノキシ）フェニル］―四―メチル―一・三―ジオキソラン―二―イル］メチル］―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール（別名ジフェノコナゾール）

九十八　一―クロロ―二―（クロロメチル）ベンゼン

九十九　クロロ酢酸

百　クロロ酢酸エチル

百一　二―クロロ―二′・六′―ジエチル―Ｎ―（二―プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）

百二　二―クロロ―二′・六′―ジエチル―Ｎ―（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）

百三　一―クロロ―二・四―ジニトロベンゼン

百四　一―クロロ―一・一―ジフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一四二ｂ）

百五　クロロジフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―二二）

百六　二―クロロ―一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一二四）

百七　クロロトリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一三三）

百八　クロロトリフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一三）

百九　（ＲＳ）―二―（四―クロロ―オルト―トリルオキシ）プロピオン酸（別名メコプロップ）

九十五　クロロホルム

九十六　クロロメタン（別名塩化メチル）

九十七　（四―クロロ―二―メチルフェノキシ）酢酸（別名ＭＣＰＡ又はＭＣＰＡ）

九十八　二―クロロ―Ｎ―（三―メトキシ―二―チエニル）―二′・六′―ジメチルアセトアニリド（別名テニルクロール）

九十九　五酸化バナジウム

百　コバルト及びその化合物

百一　酢酸二―エトキシエチル（別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート）

百二　酢酸ビニル

百三　酢酸二―メトキシエチル（別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）

百四　サリチルアルデヒド

百五　アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝Ｎ―（二―クロロ―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―パラ―トリル）―Ｄ―バリナート（別名フルバリネート）

百六　アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝二―（四―クロロフェニル）―三―メチルブチラート（別名フェンバレレート）

百七　アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝三―（二・二―ジクロロビニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

百十	オルト―クロロトルエン
百十一	パラ―クロロトルエン
百十二	ニ―クロロ―四―ニトロアニリン
百十三	ニ―クロロニトロベンゼン
百十四	ニ―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はＣＡＴ）
百十五	（ＲＳ）―ニ―［ニ―（三―クロロフェニル）―ニ・三―エポキシプロピル］―ニ―エチルインダン―一・三―ジオン（別名インダノファン）
百十六	四―（ニ―クロロフェニル）―Ｎ―シクロヘキシル―Ｎ―エチル―四・五―ジヒドロ―五―オキソ―一Ｈ―テトラゾール―一―カルボキサミド（別名フェントラザミド）
百十七	（四ＲＳ・五ＲＳ）―五―（四―クロロフェニル）―Ｎ―シクロヘキシル―四―メチル―二―オキソ―一・三―チアゾリジン―三―カルボキサミド（別名ヘキシチアゾクス）
百十八	（ＲＳ）―一―パラ―クロロフェニル―四・四―ジメチル―三―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ペンタン―三―オール（別名テブコナゾール）
百十九	ニ―（四―クロロフェニル）―ニ―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）
百二十	（ＲＳ）―四―（四―クロロフェニル）―ニ―フェニル―シラート（別名シペルメトリン）
百八	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）
百九	ニ―（ジエチルアミノ）エタノール
百十	Ｎ・Ｎ―ジエチルチオカルバミン酸Ｓ―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
百十一	Ｎ・Ｎ―ジエチル―三―（ニ・四・六―トリメチルフェニルスルホニル）―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―カルボキサミド（別名カフェンストロール）
百十二	四塩化炭素
百十三	一・四―ジオキサン
百十四	シクロヘキシルアミン
百十五	Ｎ―シクロヘキシル―ニ―ベンゾチアゾールスルフェンアミド
百十六	一・ニ―ジクロロエタン
百十七	一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
百十八	シス―一・ニ―ジクロロエチレン
百十九	トランス―一・ニ―ジクロロエチレン
百二十	三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン
百二十一	ジクロロジフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一ニ）
百二十二	三・五―ジクロロ―Ｎ―（一・一―ジメチル―ニ―プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
百二十三	ジクロロテトラフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一四）

二―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル）ブチロニトリル（別名フェンブコナゾール）
百二十一	オルト―クロロフェノール
百二十二	パラ―クロロフェノール
百二十三	二―クロロプロピオン酸
百二十四	三―クロロプロペン（別名塩化アリル）
百二十五	一―（二―クロロベンジル）―三―（一―メチル―一―フェニルエチル）ウレア（別名クミルロン）
百二十六	クロロベンゼン
百二十七	クロロペンタフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一五）
百二十八	クロロホルム
百二十九	クロロメタン（別名塩化メチル）
百三十	四―クロロ―三―メチルフェノール
百三十一	（四―クロロ―二―メチルフェノキシ）酢酸（別名ＭＣＰＡ又はＭＣＰＡ）
百三十二	三―クロロ―二―メチル―一―プロペン
百三十三	コバルト及びその化合物
百三十四	酢酸二―エトキシエチル（別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート）
百三十五	酢酸ビニル
百三十六	酢酸二―メトキシエチル（別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）
百二十四	二・二―ジクロロ―一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一二三）
百二十五	二・四―ジクロロ―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―四―ニトロ―メタ―トルエンスルホンアニリド（別名フルスルファミド）
百二十六	二―［四―（二・四―ジクロロ―メタ―トルオイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ］―四―メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナップ）
百二十七	一・二―ジクロロ―三―ニトロベンゼン
百二十八	一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン
百二十九	三―（三・四―ジクロロフェニル）―一・一―ジメチル尿素（別名ジウロン又はＤＣＭＵ）
百三十	三―（三・四―ジクロロフェニル）―一―メトキシ―一―メチル尿素（別名リニュロン）
百三十一	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸（別名二・四―Ｄ又は二・四―ＰＡ）
百三十二	一・一―ジクロロ―一―フルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一四一ｂ）
百三十三	ジクロロフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―二一）
百三十四	一・三―ジクロロ―二―プロパノール
百三十五	一・二―ジクロロプロパン
百三十六	三・四―ジクロロプロピオンアニリド（別名プロパニル）

百三十七	サリチルアルデヒド
百三十八	シアナミド
百三十九	（ＲＳ）―二―シアノ―Ｎ―［（Ｒ）―一―（二・四―ジクロロフェニル）エチル］―三・三―ジメチルブチラミド（別名ジクロシメット）
百四十	（Ｓ）―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝（一Ｒ・三Ｓ）―二・二―ジメチル―三―（一・二・二・二―テトラブロモエチル）シクロプロパンカルボキシラート（別名トラロメトリン）
百四十一	（ＲＳ）―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名フェンプロパトリン）
百四十二	トランス―一―（二―シアノ―二―メトキシイミノアセチル）―三―エチルウレア（別名シモキサニル）
百四十三	二・四―ジアミノアニソール
百四十四	四・四′―ジアミノジフェニルエーテル
百四十五	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）
百四十六	二―（ジエチルアミノ）エタノール
百四十七	Ｏ―二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジン―四―イル＝Ｏ・Ｏ―ジメチル＝ホスホロチオアート（別名ピリミホスメチル）
百四十八	Ｎ・Ｎ―ジエチルチオカルバミン酸Ｓ―四―クロロベンジル（別名ＤＣＰＡ）
百三十七	一・三―ジクロロプロペン（別名Ｄ―Ｄ）
百三十八	三・三′―ジクロロベンジジン
百三十九	オルト―ジクロロベンゼン
百四十	パラ―ジクロロベンゼン
百四十一	二―［四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ］アセトフェノン（別名ピラゾキシフェン）
百四十二	四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル＝四―トルエンスルホナート（別名ピラゾレート）
百四十三	二・六―ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はＤＢＮ）
百四十四	ジクロロペンタフルオロプロパン（別名ＨＣＦＣ―二二五）
百四十五	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
百四十六	二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）
百四十七	一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
百四十八	ジチオりん酸Ｏ―エチル―Ｓ・Ｓ―ジフェニル（別名エディフェンホス又はＥＤＤＰ）

ジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）

百四十九　Ｎ・Ｎ―ジエチル―三―（二・四・六―トリメチルフェニルスルホニル）―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―カルボキサミド（別名カフェンストロール）

百五十　四塩化炭素

百五十一　一・四―ジオキサン

百五十二　一・三―ジオキソラン

百五十三　一・三―ジカルバモイルチオ―二―（Ｎ・Ｎ―ジメチルアミノ）―プロパン（別名カルタップ）

百五十四　シクロヘキサ―一―エン―一・二―ジカルボキシイミドメチル＝（一ＲＳ）―シス―トランス―二・二―ジメチル―三―（二―メチルプロパ―一―エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名テトラメトリン）

百五十五　シクロヘキシルアミン

百五十六　Ｎ―（シクロヘキシルチオ）フタルイミド

百五十七　ジクロロアニリン

百五十八　一・二―ジクロロエタン

百五十九　一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）

百六十　シス―一・二―ジクロロエチレン

百六十一　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン

百六十二　ジクロロジフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一二）

百六十三　三・五―ジクロロ―Ｎ―（一・一―ジメチル―二―プロピニル）アセトアミド

百六十四　ジクロロ酢酸

百六十五　ジクロロ酢酸エチル

百六十六　ジクロロ酢酸ナトリウム

百六十七　ジクロロ酢酸メチル

百六十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百六十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百七十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百八十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

百九十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百二十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百三十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百四十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十一　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十二　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十三　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十四　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十五　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十六　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十七　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十八　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百五十九　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

二百六十　ジクロロ酢酸ヨウ化メチル

ピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）

百六十四　ジクロロテトラフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一四）

百六十五　二・二―ジクロロ―一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一二三）

百六十六　二・四―ジクロロトルエン

百六十七　一・二―ジクロロ―四―ニトロベンゼン

百六十八　一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン

百六十九　三―（三・五―ジクロロフェニル）―Ｎ―イソプロピル―二・四―ジオキソイミダゾリジン―一―カルボキサミド（別名イプロジオン）

百七十　三―（三・四―ジクロロフェニル）―一・一―ジメチル尿素（別名ジウロン又はＤＣＭＵ）

百七十一　（ＲＳ）―二―（二・四―ジクロロフェニル）―三―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）プロピル＝一・一・二・二―テトラフルオロエチル＝エーテル（別名テトラコナゾール）

百七十二　（二ＲＳ・四ＲＳ）―一―［二―（二・四―ジクロロフェニル）―四―プロピル―一・三―ジオキソラン―二―イルメチル］―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール及び（二ＲＳ・四ＳＲ）―一―［二―（二・四―ジクロロフェニル）―四―プロピル―一・三―ジオキソラン―二―イルメチル］―一Ｈ―一・二・四―トリアゾールの混合物（別名プロピコナゾール）

百六十一　Ｎ―ジブチルアミノチオ―Ｎ―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボスルファン）

百六十二　ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン―二四〇二）

百六十三　二・六―ジメチルアニリン

百六十四　三・四―ジメチルアニリン

百六十五　Ｎ・Ｎ―ジメチルチオカルバミン酸Ｓ―四―フェノキシブチル（別名フェノチオカルブ）

百六十六　Ｎ・Ｎ―ジメチルドデシルアミン＝Ｎ―オキシド

百六十七　ジメチル＝二・二・二―トリクロロ―一―ヒドロキシエチルホスホナート（別名トリクロルホン又はＤＥＰ）

百六十八　一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム塩（次号に掲げるものを除く。）

百六十九　一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート又はパラコートジクロリド）

百七十　Ｎ―（一・二―ジメチルプロピル）―Ｎ―エチルチオカルバミン酸Ｓ―ベンジル（別名エスプロカルブ）

百七十一　三・三′―ジメチルベンジジン（別名オルト―トリジン）

百七十二　Ｎ・Ｎ―ジメチルホルムアミド

百七十三　二―［（ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］―二―フェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はＰＡＰ）

百七十三　三―［一―（三・五―ジクロロフェニル）―一―メチルエチル］―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二Ｈ―一・三―オキサジン―四―オン（別名オキサジクロメホン）

百七十四　（ＲＳ）―三―（三・五―ジクロロフェニル）―五―メチル―五―ビニル―一・三―オキサゾリジン―二・四―ジオン（別名ビンクロゾリン）

百七十五　三―（三・四―ジクロロフェニル）―一―メトキシ―一―メチル尿素（別名リニュロン）

百七十六　二・四―ジクロロフェノキシ酢酸（別名二・四―Ｄ又は二・四―ＰＡ）

百七十七　一・一―ジクロロ―一―フルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一四一ｂ）

百七十八　ジクロロフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―二一）

百七十九　一・二―ジクロロプロパン

百八十　一・三―ジクロロプロペン（別名Ｄ―Ｄ）

百八十一　三・三′―ジクロロベンジジン

百八十二　ジクロロベンゼン

百八十三　二―［四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ］アセトフェノン（別名ピラゾキシフェン）

百八十四　四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル＝四―トルエンスルホナート（別名ピラゾレ

百七十四　三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名アイオキシニル）

百七十五　水銀及びその化合物

百七十六　有機スズ化合物

百七十七　スチレン

百七十八　セレン及びその化合物

百七十九　ダイオキシン類

百八十　二―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―二Ｈ―一・三・五―チアジアジン（別名ダゾメット）

百八十一　チオ尿素

百八十二　チオフェノール

百八十三　チオりん酸Ｏ―一―（四―クロロフェニル）―四―ピラゾリル―Ｏ―エチル―Ｓ―プロピル（別名ピラクロホス）

百八十四　チオりん酸Ｏ―四―シアノフェニル―Ｏ・Ｏ―ジメチル（別名シアノホス又はＣＹＡＰ）

百八十五　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）

百八十六　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（六―オキソ―一―フェニル―一・六―ジヒドロ―三―ピリダジニル）（別名ピリダフェンチオン）

百八十七　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―二―キノキサリニル（別名キナルホス）

ート）

百八十五　二・六―ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はＤＢＮ）

百八十六　ジクロロペンタフルオロプロパン（別名ＨＣＦＣ―二二五）

百八十七　ジクロロメタン（別名塩化メチレン）

百八十八　二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）

百八十九　Ｎ・Ｎ―ジシクロヘキシルアミン

百九十　Ｎ・Ｎ―ジシクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド

百九十一　ジシクロペンタジエン

百九十二　一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）

百九十三　ジチオりん酸Ｏ―エチル―Ｓ・Ｓ―ジフェニル（別名エディフェンホス又はＥＤＤＰ）

百九十四　ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｓ―（二―エチルチオエチル）（別名エチルチオメトン又はジスルホトン）

百九十五　ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｓ―［（六―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソベンゾオキサゾリニル）メチル］（別名ホサロン）

百九十六　ジチオりん酸Ｏ―二・四―ジクロロフェニル―Ｏ―エチル―Ｓ―プロピル（別名プロフェノホス）

百九十七　チオりん酸Ｓ―ベンジル―Ｏ・Ｏ―ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）

百九十八　デカブロモジフェニルエーテル

百九十九　一・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一・一$^{三・七}$］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

百八十八　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）（別名クロルピリホス）

百八十九　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（五―フェニル―三―イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）

百九十　チオりん酸Ｏ―二・四―ジクロロフェニル―Ｏ・Ｏ―ジエチル（別名ジクロフェンチオン又はＥＣＰ）

百九十一　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｓ―［二―［一―（Ｎ―メチルカルバモイル）エチルチオ］エチル］（別名バミドチオン）

百九十二　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）

百九十三　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―メチルチオフェニル）（別名フェンチオン又はＭＰＰ）

百九十四　チオりん酸Ｏ―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―Ｏ・Ｏ―ジメチル（別名クロルピリホスメチル）

百九十五　チオりん酸Ｏ―四―ブロモ―二―クロロフェニル―Ｏ―エチル―Ｓ―プロピル（別名プロフェノホス）

百九十六　チオりん酸Ｓ―ベンジル―Ｏ・Ｏ―ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）

百九十七　デカブロモジフェニルエーテル

百九十八　一・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一・一$^{三・七}$］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

	ル―Ｓ―プロピル（別名プロチオホス）
百九十七	ジチオりん酸Ｓ―（二・三―ジヒドロ―五―メトキシ―二―オキソ―一・三・四―チアジアゾール―三―イル）メチル―Ｏ・Ｏ―ジメチル（別名メチダチオン又はＤＭＴＰ）
百九十八	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｓ―一・二―ビス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラソン又はマラチオン）
百九十九	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｓ―［（Ｎ―メチルカルバモイル）メチル］（別名ジメトエート）
二百	ジナトリウム＝二・二′―ビニレンビス［五―（四―モルホリノ―六―アニリノ―一・三・五―トリアジン―二―イルアミノ）ベンゼンスルホナート］（別名ＣＩフルオレスセント二百六十）
二百一	ジニトロトルエン
二百二	二・四―ジニトロフェノール
二百三	ジビニルベンゼン
二百四	ジフェニルアミン
二百五	ジフェニルエーテル
二百六	一・三―ジフェニルグアニジン
二百七	Ｎ―ジブチルアミノチオ―Ｎ―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボスルファン）
二百八	二・六―ジ―ターシャリ―ブチル―四―クレゾール
二百九	二・四―ジ―ターシャリ―ブチルフェノール
二百九十	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）
二百	テトラクロロエチレン
二百一	テトラクロロジフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一二）
二百二	テトラヒドロメチル無水フタル酸
二百三	テトラフルオロエチレン
二百四	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
二百五	テレフタル酸
二百六	テレフタル酸ジメチル
二百七	銅水溶性塩（錯塩を除く。）
二百八	トリクロロアセトアルデヒド
二百九	一・一・一―トリクロロエタン
二百十	一・一・二―トリクロロエタン
二百十一	トリクロロエチレン
二百十二	二・四・六―トリクロロ―一・三・五―トリアジン
二百十三	トリクロロトリフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一三）
二百十四	トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）
二百十五	二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）
二百十六	（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）オキシ酢酸（別名トリクロピル）

二百十　ジブロモクロロメタン

二百十一　二・二―ジブロモ―二―シアノアセトアミド

二百十二　ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン―二四〇二）

二百十三　（ＲＳ）―Ｏ・Ｓ―ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート（別名アセフェート）

二百十四　Ｎ・Ｎ―ジメチルアセトアミド

二百十五　二・四―ジメチルアニリン

二百十六　二・六―ジメチルアニリン

二百十七　Ｎ・Ｎ―ジメチルアニリン

二百十八　五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン（別名チオシクラム）

二百十九　ジメチルアミン

二百二十　ジメチルジスルフィド

二百二十一　ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩

二百二十二　二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イル＝Ｎ―［Ｎ―（二―エトキシカルボニルエチル）―Ｎ―イソプロピルスルフェナモイル］―Ｎ―メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）

二百二十三　Ｎ・Ｎ―ジメチルチオカルバミン酸Ｓ―四―フェノキシブチル（別名フェノチオカルブ）

二百二十四　Ｎ・Ｎ―ジメチルドデシルアミン

二百二十七　トリクロロフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一一）

二百二十八　一・三・五―トリス（二・三―エポキシプロピル）―一・三・五―トリアジン―二・四・六（一Ｈ・三Ｈ・五Ｈ）―トリオン

二百二十九　二・四・六―トリニトロトルエン

二百二十　アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―Ｎ・Ｎ―ジプロピル―パラ―トルイジン（別名トリフルラリン）

二百二十一　二・四・六―トリブロモフェノール

二百二十二　トリブロモメタン（別名ブロモホルム）

二百二十三　三・五・五―トリメチル―一―ヘキサノール

二百二十四　一・三・五―トリメチルベンゼン

二百二十五　オルト―トルイジン

二百二十六　パラ―トルイジン

二百二十七　トルエン

二百二十八　二・四―トルエンジアミン

二百二十九　二―（二―ナフチルオキシ）プロピオンアニリド（別名ナプロアニリド）

二百三十　鉛及びその化合物

二百三十一　ニッケル

二百三十二　ニッケル化合物

二百三十三　ニトリロ三酢酸

二百二十五	Ｎ・Ｎ―ジメチルドデシルアミン＝Ｎ―オキシド
二百二十六	ジメチル＝二・二・二―トリクロロ―一―ヒドロキシエチルホスホナート（別名トリクロルホン又はＤＥＰ）
二百二十七	一・一―ジメチルヒドラジン
二百二十八	一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート又はパラコートジクロリド）
二百二十九	三・三′―ジメチルビフェニル―四・四′―ジイル＝ジイソシアネート
二百三十	ジメチル＝四・四′―（オルト―フェニレン）ビス（三―チオアロファナート）（別名チオファネートメチル）
二百三十一	Ｎ―（一・三―ジメチルブチル）―Ｎ′―フェニル―パラ―フェニレンジアミン
二百三十二	三・三′―ジメチルベンジジン（別名オルト―トリジン）
二百三十三	Ｎ・Ｎ―ジメチルホルムアミド
二百三十四	二―［（ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］―二―フェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はＰＡＰ）
二百三十五	臭素
二百三十六	臭素酸の水溶性塩
二百三十七	三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名アイオキシニル）
二百三十八	水銀及びその化合物
二百三十四	パラ―ニトロアニリン
二百三十五	ニトログリコール
二百三十六	ニトログリセリン
二百三十七	パラ―ニトロクロロベンゼン
二百三十八	Ｎ―ニトロソジフェニルアミン
二百三十九	パラ―ニトロフェノール
二百四十	ニトロベンゼン
二百四十一	二硫化炭素
二百四十二	ノニルフェノール
二百四十三	バリウム及びその水溶性化合物
二百四十四	ピクリン酸
二百四十五	二・四―ビス（エチルアミノ）―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジン（別名シメトリン）
二百四十六	ビス（八―キノリノラト）銅（別名オキシン銅又は有機銅）
二百四十七	三・六―ビス（二―クロロフェニル）―一・二・四・五―テトラジン（別名クロフェンチジン）
二百四十八	ビス（ジチオりん酸）Ｓ・Ｓ′―メチレン―Ｏ・Ｏ・Ｏ′・Ｏ′―テトラエチル（別名エチオン）
二百四十九	ビス（Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛（別名ジラム）
二百五十	ビス（Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバミン酸）Ｎ・Ｎ′―

二百三十九　水素化テルフェニル
二百四十　有機スズ化合物
二百四十一　スチレン
二百四十二　二―スルホヘキサデカン酸―一―メチルエステルナトリウム塩
二百四十三　セレン及びその化合物
二百四十四　ダイオキシン類
二百四十五　二―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―二Ｈ―一・三・五―チアジアジン（別名ダゾメット）
二百四十六　チオ尿素
二百四十七　チオフェノール
二百四十八　チオりん酸Ｏ―一―（四―クロロフェニル）―四―ピラゾリル―Ｏ―エチル―Ｓ―プロピル（別名ピラクロホス）
二百四十九　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
二百五十　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）（別名クロルピリホス）
二百五十一　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（五―フェニル―三―イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
二百五十二　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）
二百五十三　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）（別名ポリカーバメート）
二百五十一　ビス（水素化牛脂）ジメチルアンモニウム＝クロリド
二百五十二　砒素及びその無機化合物
二百五十三　ヒドラジン
二百五十四　ヒドロキノン
二百五十五　四―ビニル―一―シクロヘキセン
二百五十六　二―ビニルピリジン
二百五十七　一―（四―ビフェニリルオキシ）―三・三―ジメチル―一―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）―二―ブタノール（別名ビテルタノール）
二百五十八　ピペラジン
二百五十九　ピリジン
二百六十　ピロカテコール（別名カテコール）
二百六十一　フェニルオキシラン
二百六十二　オルト―フェニレンジアミン
二百六十三　パラ―フェニレンジアミン
二百六十四　メタ―フェニレンジアミン
二百六十五　パラ―フェネチジン
二百六十六　フェノール
二百六十七　三―フェノキシベンジル＝三―（二・二―ジクロロビニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別

	―メチルチオフェニル）（別名フェンチオン又はＭＰＰ）
二百五十四	チオりん酸Ｏ―四―ブロモ―二―クロロフェニル―Ｏ―エチル―Ｓ―プロピル（別名プロフェノホス）
二百五十五	チオりん酸Ｓ―ベンジル―Ｏ・Ｏ―ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）
二百五十六	デカブロモジフェニルエーテル
二百五十七	デカン酸
二百五十八	デシルアルコール（別名デカノール）
二百五十九	一・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一三・七・一］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）
二百六十	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）
二百六十一	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）
二百六十二	四・五・六・七―テトラクロロイソベンゾフラン―一（三Ｈ）―オン（別名フサライド）
二百六十三	テトラクロロエチレン
二百六十四	テトラクロロジフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一二）
二百六十五	二・三・五・六―テトラクロロ―パラ―ベンゾキノン
二百六十六	テトラヒドロメチル無水フタル酸
二百六十七	二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｒ）―二―［四―（四―シアノ―二―フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名シハロホップブチル）
二百六十八	一・三―ブタジエン
二百六十九	フタル酸ジ―ノルマル―オクチル
二百七十	フタル酸ジ―ノルマル―ブチル
二百七十一	フタル酸ジ―ノルマル―ヘプチル
二百七十二	フタル酸ビス（二―エチルヘキシル）
二百七十三	フタル酸ノルマル―ブチル＝ベンジル
二百七十四	二―ターシャリ―ブチルイミノ―三―イソプロピル―五―フェニルテトラヒドロ―四Ｈ―一・三・五―チアジアジン―四―オン（別名ブプロフェジン）
二百七十五	Ｎ―ターシャリ―ブチル―Ｎ′―（四―エチルベンゾイル）―三・五―ジメチルベンゾヒドラジド（別名テブフェノジド）
二百七十六	Ｎ―［一―（Ｎ―ノルマル―ブチルカルバモイル）―一Ｈ―二―ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル（別名ベノミル）
二百七十七	ブチル＝（Ｒ）―二―［四―（四―シアノ―二―フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名シハロホップブチル）
二百七十八	ターシャリ―ブチル＝四―［［［（一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリル）メチリデン］アミノオキシ］メチル］ベンゾアート（別名フェンピロキシメート）

ル＝（Ｚ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）

二百六十八　三・七・九・一三―テトラメチル―五・一一―ジオキサ―二・八・一四―トリチア―四・七・九・一二―テトラアザペンタデカ―三・一二―ジエン―六・一〇―ジオン（別名チオジカルブ）

二百六十九　テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）

二百七十　三・七・一一・一五―テトラメチルヘキサデカ―一―エン―三―オール（別名イソフィトール）

二百七十一　テレフタル酸

二百七十二　テレフタル酸ジメチル

二百七十三　銅水溶性塩（錯塩を除く。）

二百七十四　一―ドデカノール（別名ノルマル―ドデシルアルコール）

二百七十五　ターシャリ―ドデカンチオール

二百七十六　ドデシル硫酸ナトリウム

二百七十七　三・六・九―トリアザウンデカン―一・一一―ジアミン（別名テトラエチレンペンタミン）

二百七十八　トリエチルアミン

二百七十九　トリエチレンテトラミン

二百八十　二―（四―ターシャリ―ブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝二―プロピニル＝スルフィット（別名プロパルギット又はＢＰＰＳ）

二百八十一　二―ターシャリ―ブチル―五―（四―ターシャリ―ブチルベンジルチオ）―四―クロロ―三（二Ｈ）―ピリダジノン（別名ピリダベン）

二百八十二　Ｎ―（四―ターシャリ―ブチルベンジル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド（別名テブフェンピラド）

二百八十三　Ｎ―（ターシャリ―ブチル）―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド

二百八十四　ふっ化水素及びその水溶性塩

二百八十五　Ｎ・Ｎ′―プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）

二百八十六　ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン―一二一一）

二百八十七　ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン―一三〇一）

二百八十八　二―ブロモプロパン

二百八十九　ブロモメタン（別名臭化メチル）

二百九十　ヘキサキス（二―メチル―二―フェニルプロピル）ジスタノキサン（別名酸化フェンブタスズ）

二百九十一　一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ［二・

二百八十	一・一・一―トリクロロエタン
二百八十一	一・一・二―トリクロロエタン
二百八十二	トリクロロエチレン
二百八十三	トリクロロ酢酸
二百八十四	二・四・六―トリクロロ―一・三・五―トリアジン
二百八十五	トリクロロトリフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一三）
二百八十六	トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）
二百八十七	（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）オキシ酢酸（別名トリクロピル）
二百八十八	二・四・六―トリクロロフェノール
二百八十九	トリクロロフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一一）
二百九十	一・二・三―トリクロロプロパン
二百九十一	トリクロロベンゼン
二百九十二	一・三・五―トリス（二・三―エポキシプロピル）―一・三・五―トリアジン―二・四・六（一Ｈ・三Ｈ・五Ｈ）―トリオン
二百九十三	トリブチルアミン
二百九十四	アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―Ｎ・Ｎ―ジプロピル―パラ―トルイジン（別名トリフルラリン）
二百九十五	二・四・六―トリブロモフェノール
二百九十六	二・二―ジカルボン酸（別名クロレンド酸）
二百九十七	六・七・八・九・十・十―ヘキサクロロ―一・五・五ａ・六・九・九ａ―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）
二百九十八	ヘキサメチレンジアミン
二百九十九	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート
三百	ベリリウム及びその化合物
三百一	ベンジリジン＝トリクロリド
三百二	ベンジリデン＝ジクロリド
三百三	ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）
三百四	ベンズアルデヒド
三百五	ベンゼン
三百六	一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無水物
三百七	二―（二―ベンゾチアゾリルオキシ）―Ｎ―メチルアセトアニリド（別名メフェナセット）
三百八	ペンタクロロニトロベンゼン（別名キントゼン又はＰＣＮＢ）
三百九	ペンタクロロフェノール
三百十	ほう素及びその化合物
三百十一	ホスゲン

二百九十六	三・五・五―トリメチル―一―ヘキサノール
二百九十七	一・二・四―トリメチルベンゼン
二百九十八	一・三・五―トリメチルベンゼン
二百九十九	トリレンジイソシアネート
三百	トルイジン
三百一	トルエン
三百二	トルエンジアミン
三百三	ナフタレン
三百四	一・五―ナフタレンジイル＝ジイソシアネート
三百五	鉛
三百六	鉛化合物
三百七	二塩化酸化ジルコニウム
三百八	ニッケル
三百九	ニッケル化合物
三百十	ニトリロ三酢酸
三百十一	オルト―ニトロアニソール
三百十二	オルト―ニトロアニリン
三百十三	ニトログリセリン
三百十四	パラ―ニトロクロロベンゼン
三百十五	オルト―ニトロトルエン
三百十六	ニトロベンゼン
三百十七	ニトロメタン

三百十六	ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）
三百十七	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。）
三百十八	ポリ（オキシエチレン）＝オクチルフェニルエーテル
三百十九	ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル
三百二十	ホルムアルデヒド
三百二十一	マンガン及びその化合物
三百二十二	無水フタル酸
三百二十三	無水マレイン酸
三百二十四	メタクリル酸
三百二十五	メタクリル酸二―エチルヘキシル
三百二十六	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
三百二十七	メタクリル酸二―（ジエチルアミノ）エチル
三百二十八	メタクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル
三百二十九	メタクリル酸ノルマル―ブチル
三百三十	メタクリル酸メチル
三百三十一	メタクリロニトリル
三百三十二	（Ｚ）―二―メチルアセトフェノン＝四・六―ジメチル―二―ピリミジニルヒドラゾン（別名フェリムゾン）
三百三十三	Ｎ―メチルアニリン
三百三十四	メチル＝イソチオシアネート
三百三十五	Ｎ―メチルカルバミン酸二―イソプロピルフェニル

三百十八	二硫化炭素
三百十九	一―ノナノール（別名ノルマル―ノニルアルコール）
三百二十	ノニルフェノール
三百二十一	バナジウム化合物
三百二十二	五―［Ｎ・Ｎ―ビス（二―アセチルオキシエチル）アミノ］―二―（二―ブロモ―四・六―ジニトロフェニルアゾ）―四―メトキシアセトアニリド
三百二十三	二・四―ビス（エチルアミノ）―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジン（別名シメトリン）
三百二十四	一・三―ビス［（二・三―エポキシプロピル）オキシ］ベンゼン
三百二十五	ビス（八―キノリノラト）銅（別名オキシン銅又は有機銅）
三百二十六	三・六―ビス（二―クロロフェニル）―一・二・四・五―テトラジン（別名クロフェンチジン）
三百二十七	一・二―ビス（二―クロロフェニル）ヒドラジン
三百二十八	ビス（Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛（別名ジラム）
三百二十九	ビス（Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバミン酸）Ｎ・Ｎ′―エチレンビス（チオカルバモイルチオ亜鉛）（別名ポリカーバメート）
三百三十	ビス（一―メチル―一―フェニルエチル）＝ペルオキシ（別名イソプロカルブ又はＭＩＰＣ）
三百三十六	Ｎ―メチルカルバミン酸二―イソプロポキシフェニル（別名プロポキスル又はＰＨＣ）
三百三十七	Ｎ―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）
三百三十八	Ｎ―メチルカルバミン酸三・五―ジメチルフェニル（別名ＸＭＣ）
三百三十九	Ｎ―メチルカルバミン酸一―ナフチル（別名カルバリル又はＮＡＣ）
三百四十	Ｎ―メチルカルバミン酸二―セカンダリ―ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）
三百四十一	メチル＝三―クロロ―五―（四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）―一―メチルピラゾール―四―カルボキシラート（別名ハロスルフロンメチル）
三百四十二	三―メチル―一・五―ジ（二・四―キシリル）―一・三・五―トリアザペンタ―一・四―ジエン（別名アミトラズ）
三百四十三	Ｎ―メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）
三百四十四	六―メチル―一・三―ジチオロ［四・五―ｂ］キノキサリン―二―オン
三百四十五	アルファ―メチルスチレン
三百四十六	三―メチルピリジン
三百四十七	Ｓ―一―メチル―一―フェニルエチル＝ピペリジン―

ド

三百三十一　S・S―ビス（一―メチルプロピル）＝O―エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）

三百三十二　砒素及びその無機化合物

三百三十三　ヒドラジン

三百三十四　四―ヒドロキシ安息香酸メチル

三百三十五　N―（四―ヒドロキシフェニル）アセトアミド

三百三十六　ヒドロキノン

三百三十七　四―ビニル―一―シクロヘキセン

三百三十八　二―ビニルピリジン

三百三十九　N―ビニル―二―ピロリドン

三百四十　ビフェニル

三百四十一　ピペラジン

三百四十二　ピリジン

三百四十三　ピロカテコール（別名カテコール）

三百四十四　フェニルオキシラン

三百四十五　フェニルヒドラジン

三百四十六　二―フェニルフェノール

三百四十七　N―フェニルマレイミド

三百四十八　フェニレンジアミン

三百四十九　フェノール

三百五十　三―フェノキシベンジル＝三―（二・二―ジクロロビニル）―カルボチオアート（別名ジメピペレート）

三百三十八　メチル―一・三―フェニレン＝ジイソシアネート（別名メタ―トリレンジイソシアネート）

三百三十九　二―（一―メチルプロピル）―四・六―ジニトロフェノール

三百四十　四・四′―メチレンジアニリン

三百四十一　メチレンビス（四・一―シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート

三百四十二　N―（六―メトキシ―二―ピリジル）―N―メチルオカルバミン酸O―三―ターシャリ―ブチルフェニル（別名ピリブチカルブ）

三百四十三　九―メトキシ―七H―フロ［三・二―g］［一］ベンゾピラン―七―オン（別名メトキサレン）

三百四十四　二―メトキシ―五―メチルアニリン

三百四十五　メルカプト酢酸

三百四十六　モリブデン及びその化合物

三百四十七　りん酸二―クロロ―一―（二・四―ジクロロフェニル）ビニル＝ジエチル（別名クロルフェンビンホス又はCVP）

三百四十八　りん酸二―クロロ―一―（二・四―ジクロロフェニル）ビニル＝ジメチル（別名ジメチルビンホス）

三百四十九　りん酸一・二―ジブロモ―二・二―ジクロロエチル＝ジメチル（別名ナレド又はBRP）

	ル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ペルメトリン）
三百五十一	一・三―ブタジエン
三百五十二	フタル酸ジアリル
三百五十三	フタル酸ジエチル
三百五十四	フタル酸ジ―ノルマル―ブチル
三百五十五	フタル酸ビス（二―エチルヘキシル）
三百五十六	フタル酸ノルマル―ブチル＝ベンジル
三百五十七	二―ターシャリ―ブチルイミノ―三―イソプロピル―五―フェニルテトラヒドロ―四Ｈ―一・三・五―チアジアジン―四―オン（別名ブプロフェジン）
三百五十八	Ｎ―ターシャリ―ブチル―Ｎ′―（四―エチルベンゾイル）―三・五―ジメチルベンゾヒドラジド（別名テブフェノジド）
三百五十九	ノルマル―ブチル―二・三―エポキシプロピルエーテル
三百六十	Ｎ―［一―（Ｎ―ノルマル―ブチルカルバモイル）―一Ｈ―二―ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル（別名ベノミル）
三百六十一	ブチル＝（Ｒ）―二―［四―（四―シアノ―二―フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名シハロホップブチル）
三百五十	りん酸ジメチル＝二・二―ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）
三百五十一	りん酸ジメチル＝（Ｅ）―一―メチル―二―（Ｎ―メチルカルバモイル）ビニル（別名モノクロトホス）
三百五十二	りん酸トリス（二―クロロエチル）
三百五十三	りん酸トリス（ジメチルフェニル）
三百五十四	りん酸トリ―ノルマル―ブチル

三百六十二	一―ターシャリ―ブチル―三―（二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル）チオ尿素（別名ジアフェンチウロン）
三百六十三	五―ターシャリ―ブチル―三―（二・四―ジクロロ―五―イソプロポキシフェニル）―一・三・四―オキサジアゾール―二（三Ｈ）―オン（別名オキサジアゾン）
三百六十四	ターシャリ―ブチル＝四―［［（一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリル）メチリデン］アミノオキシ］メチル］ベンゾアート（別名フェンピロキシメート）
三百六十五	ブチルヒドロキシアニソール（別名ＢＨＡ）
三百六十六	ターシャリ―ブチル＝ヒドロペルオキシド
三百六十七	オルト―セカンダリ―ブチルフェノール
三百六十八	四―ターシャリ―ブチルフェノール
三百六十九	二―（四―ターシャリ―ブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝二―プロピニル＝スルフィット（別名プロパルギット又はＢＰＰＳ）
三百七十	二―ターシャリ―ブチル―五―（四―ターシャリ―ブチルベンジルチオ）―四―クロロ―三（二Ｈ）―ピリダジノン（別名ピリダベン）
三百七十一	Ｎ―（四―ターシャリ―ブチルベンジル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド（別名テブフェンピラド）

三百七十二	Ｎ―（ターシャリ―ブチル）―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド
三百七十三	二―ターシャリ―ブチル―五―メチルフェノール
三百七十四	ふっ化水素及びその水溶性塩
三百七十五	二―ブテナール
三百七十六	Ｎ―ブトキシメチル―二―クロロ―二′・六―ジエチルアセトアニリド（別名ブタクロール）
三百七十七	フラン
三百七十八	Ｎ・Ｎ′―プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）
三百七十九	二―プロピン―一―オール
三百八十	ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン―一二一一）
三百八十一	ブロモジクロロメタン
三百八十二	ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン―一三〇一）
三百八十三	五―ブロモ―三―セカンダリ―ブチル―六―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―二・四―ジオン（別名ブロマシル）
三百八十四	一―ブロモプロパン
三百八十五	二―ブロモプロパン
三百八十六	ブロモメタン（別名臭化メチル）
三百八十七	ヘキサキス（二―メチル―二―フェニルプロピル）ジ

スタノキサン（別名酸化フェンブタスズ）

三百八十八　六・七・八・九・一〇・一〇―ヘキサクロロ―一・五・五ａ・六・九・九ａ―ヘキサヒドロ―六・九―メタノ―二・四・三―ベンゾジオキサチエピン＝三―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）

三百八十九　ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド

三百九十　ヘキサメチレンジアミン

三百九十一　ヘキサメチレン＝ジイソシアネート

三百九十二　ノルマル―ヘキサン

三百九十三　ベタナフトール

三百九十四　ベリリウム及びその化合物

三百九十五　ペルオキソ二硫酸の水溶性塩

三百九十六　ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）

三百九十七　ベンジリジン＝トリクロリド

三百九十八　ベンジル＝クロリド（別名塩化ベンジル）

三百九十九　ベンズアルデヒド

四百　ベンゼン

四百一　一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無水物

四百二　二―（二―ベンゾチアゾリルオキシ）―Ｎ―メチルアセトアニリド（別名メフェナセット）

四百三　ベンゾフェノン

四百四	ペンタクロロフェノール
四百五	ほう素化合物
四百六	ポリ塩化ビフェニル（別名ＰＣＢ）
四百七	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。）
四百八	ポリ（オキシエチレン）＝オクチルフェニルエーテル
四百九	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム
四百十	ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル
四百十一	ホルムアルデヒド
四百十二	マンガン及びその化合物
四百十三	無水フタル酸
四百十四	無水マレイン酸
四百十五	メタクリル酸
四百十六	メタクリル酸二―エチルヘキシル
四百十七	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル
四百十八	メタクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル
四百十九	メタクリル酸ノルマル―ブチル
四百二十	メタクリル酸メチル
四百二十一	四―メチリデンオキセタン―二―オン
四百二十二	（Ｚ）―二―メチルアセトフェノン＝四・六―ジメチル―二―ピリミジニルヒドラゾン（別名フェリムゾン）

四百二十三	メチルアミン
四百二十四	メチル＝イソチオシアネート
四百二十五	Ｎ―メチルカルバミン酸二―イソプロピルフェニル（別名イソプロカルブ又はＭＩＰＣ）
四百二十六	Ｎ―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボフラン）
四百二十七	Ｎ―メチルカルバミン酸一―ナフチル（別名カルバリル又はＮＡＣ）
四百二十八	Ｎ―メチルカルバミン酸二―セカンダリ―ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）
四百二十九	メチル＝三―クロロ―五―（四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）―一―メチルピラゾール―四―カルボキシラート（別名ハロスルフロンメチル）
四百三十	メチル＝（Ｓ）―七―クロロ―二・三・四ａ・五―テトラヒドロ―二―［メトキシカルボニル（四―トリフルオロメトキシフェニル）カルバモイル］インデノ［一・二―ｅ］［一・三・四］オキサジアジン―四ａ―カルボキシラート（別名インドキサカルブ）
四百三十一	メチル＝（Ｅ）―二―［二―［六―（二―シアノフェノキシ）ピリミジン―四―イルオキシ］フェニル］―三―メトキシアクリラート（別名アゾキシストロビン）
四百三十二	三―メチル―一・五―ジ（二・四―キシリル）―一・

三・五―トリアザペンター一・四―ジエン（別名アミトラズ）

四百三十三　N―メチルジチオカルバミン酸（別名カーバム）

四百三十四　メチル―N′・N′―ジメチル―N―［（メチルカルバモイル）オキシ］―一―チオオキサムイミデート（別名オキサミル）

四百三十五　メチル＝二―（四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルオキシ）―六―［一―（メトキシイミノ）エチル］ベンゾアート（別名ピリミノバックメチル）

四百三十六　アルファ―メチルスチレン

四百三十七　三―メチルチオプロパナール

四百三十八　メチルナフタレン

四百三十九　三―メチルピリジン

四百四十　一―メチル―一―フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド

四百四十一　二―（一―メチルプロピル）―四・六―ジニトロフェノール

四百四十二　二―メチル―N―［三―（一―メチルエトキシ）フェニル］ベンズアミド（別名メプロニル）

四百四十三　S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミダート（別名メソミル）

四百四十四　メチル＝（E）―メトキシイミノ―［二―［［［（E）―一―［三―（トリフルオロメチル）フェニル］エチリデン］アミノ］オキシ］メチル］フェニル］アセタート

（別名トリフロキシストロビン）

四百四十五　メチル＝（Ｅ）―メトキシイミノ［二―（オルト―トリルオキシメチル）フェニル］アセタート（別名クレソキシムメチル）

四百四十六　四・四′―メチレンジアニリン

四百四十七　メチレンビス（四・一―シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート

四百四十八　メチレンビス（四・一―フェニレン）＝ジイソシアネート

四百四十九　三―メトキシカルボニルアミノフェニル＝三′―メチルカルバニラート（別名フェンメディファム）

四百五十　Ｎ―（六―メトキシ―二―ピリジル）―Ｎ―メチルチオカルバミン酸Ｏ―三―ターシャリ―ブチルフェニル（別名ピリブチカルブ）

四百五十一　二―メトキシ―五―メチルアニリン

四百五十二　二―メルカプトベンゾチアゾール

四百五十三　モリブデン及びその化合物

四百五十四　二―（モルホリノジチオ）ベンゾチアゾール

四百五十五　モルホリン

四百五十六　りん化アルミニウム

四百五十七　りん酸ジメチル＝二・二―ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）

四百五十八　りん酸トリス（二―エチルヘキシル）

四百五十九　りん酸トリス（二―クロロエチル）

四百六十　りん酸トリトリル

四百六十一　りん酸トリフェニル

四百六十二　りん酸トリ―ノルマル―ブチル

別表第二（第二条関係）

一　アセトアミド

二　パラ―アニシジン

三　五―アミノ―一―（二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル）―四―エチルスルフィニル―一Ｈ―ピラゾール―三―カルボニトリル（別名エチプロール）

四　三―アミノ―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール（別名アミトロール）

五　三―アミノ―四′―メトキシアセトアニリド

六　四―アリル―一・二―ジメトキシベンゼン

七　アルキル硫酸エステルナトリウム（アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る。）

八　ウレタン

九　Ｎ―エチルアニリン

十　二―エチルアミノ―四―イソプロピルアミノ―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジン（別名アメトリン）

別表第二（第二条関係）

一　アセトアミド

二　パラ―アニシジン

三　二―アミノ―五―ニトロベンゾニトリル

四　二―アミノピリジン

五　四―［（四―アミノフェニル）（四―イミノ―二・五―シクロヘキサジエン―一―イリデン）メチル］―二―メチルベンゼンアミン塩酸塩（別名マゼンタ）

六　パラ―アミノフェノール

七　三―アミノ―四′―メトキシアセトアニリド

八　四―アリル―一・二―ジメトキシベンゼン

九　インジウム及びその化合物

十　Ｎ―エチルアニリン

十一　二―エチルアミノ―四―イソプロピルアミノ―六―メチルチオ―一・三・五―トリアジン（別名アメトリン）

十二　Ｏ―エチル＝Ｏ―二―（イソプロポキシカルボニル）フェニ

十一　エチル＝三―フェニルカルバモイルオキシカルバニラート（別名デスメディファム）

十二　Ｎ―［三―（一―エチル―一―メチルプロピル）―一・二―オキサゾール―五―イル］―二・六―ジメトキシベンズアミド（別名イソキサベン）

十三　五―エトキシ―三―トリクロロメチル―一・二・四―チアジアゾール（別名エクロメゾール）

十四　一・二―エポキシ―三―（トリルオキシ）プロパン

十五　四・四′―オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド

十六　クロロアセトアルデヒド

十七　（ＲＳ）―一―［三―クロロ―四―（一・一・二―トリフルオロ―二―トリフルオロメトキシエトキシ）フェニル］―三―（二・六―ジフルオロベンゾイル）ウレア（別名ノバルロン）

十八　（一′Ｓ―トランス）―七―クロロ―二′・四・六―トリメトキシ―六′―メチルスピロ［ベンゾフラン―二（三Ｈ）・一′―シクロヘキサ―二′―エン］―三・四′―ジオン（別名グリセオフルビン）

十九　一―クロロナフタレン

二十　酢酸ベンジル

二十一　サフロール

二十二　（Ｓ）―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝（Ｓ）―二―（四―クロロフェニル）―三―メチルブチラート（別名エスフェンバレレート）

ル＝Ｎ―イソプロピルホスホルアミドチオアート（別名イソフェンホス）

十三　五―エチル―五―フェニル―二・四・六（一Ｈ・三Ｈ・五Ｈ）―ピリミジントリオン（別名フェノバルビタール）

十四　一・二―エポキシブタン

十五　四―オキシラニル―一・二―エポキシシクロヘキサン

十六　オルトケイ酸テトラメチル（別名テトラメトキシシラン）

十七　二・四―キシレノール

十八　二―（四―クロロ―六―エチルアミノ―一・三・五―トリアジン―二―イル）アミノ―二―メチルプロピオノニトリル（別名シアナジン）

十九　五―クロロ―Ｎ―［二―［四―（二―エトキシエチル）―二・三―ジメチルフェノキシ］エチル］―六―エチルピリミジン―四―アミン（別名ピリミジフェン）

二十　一―クロロナフタレン

二十一　Ｏ―六―クロロ―三―フェニル―四―ピリダジニル＝Ｓ―ノルマル―オクチル＝チオカルボナート（別名ピリデート）

二十二　パラ―クロロフェノール

二十三　二―クロロプロピオン酸

二十四　アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝二・二―ジクロロ―一―（四―エトキシフェニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名シクロプロトリン）

二十三　アルファ―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジル＝三―（二・二―ジクロロビニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名シフルトリン）

二十四　トランス―一・二―ジクロロエチレン

二十五　ジクロロ酢酸

二十六　一―（三・五―ジクロロ―二・四―ジフルオロフェニル）―三―（二・六―ジフルオロベンゾイル）尿素（別名テフルベンズロン）

二十七　一・三―ジクロロ―五・五―ジメチルイミダゾリジン―二・四―ジオン

二十八　二―［四―（二・四―ジクロロ―メタ―トルオイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ］―四―メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナップ）

二十九　二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン

三十　二・二―ジクロロ―N―［二―ヒドロキシ―一―（ヒドロキシメチル）―二―（四―ニトロフェニル）エチル］アセトアミド（別名クロラムフェニコール）

三十一　N―（二・三―ジクロロ―四―ヒドロキシフェニル）―一―メチルシクロヘキサンカルボキサミド（別名フェンヘキサミド）

三十二　二・四′―ジクロロ―アルファ―（五―ピリミジニル）ベンズヒドリル＝アルコール（別名フェナリモル）

二十五　（S）―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝三―（二・二―ジクロロビニル）―二・二―ジメチル―シス―シクロプロパンカルボキシラート（別名アルファ―シペルメトリン）

二十六　一―（三・五―ジクロロ―二・四―ジフルオロフェニル）―三―（二・六―ジフルオロベンゾイル）尿素（別名テフルベンズロン）

二十七　二・二―ジクロロ―N―［二―ヒドロキシ―一―（ヒドロキシメチル）―二―（四―ニトロフェニル）エチル］アセトアミド（別名クロラムフェニコール）

二十八　二・四′―ジクロロ―アルファ―（五―ピリミジニル）ベンズヒドリル＝アルコール（別名フェナリモル）

二十九　二―（二・四―ジクロロフェニル）―一―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）―二―ヘキサノール（別名ヘキサコナゾール）

三十　ジナトリウム＝四―アミノ―三―［四′―（二・四―ジアミノフェニルアゾ）―一・一′―ビフェニル―四―イルアゾ］―五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ―二・七―ナフタレンジスルホナート（別名ＣＩダイレクトブラック三十八）

三十一　ジナトリウム＝八―［三・三′―ジメチル―四′―［四―［（パラ―トリル）スルホニルオキシ］フェニルアゾ］―一・一′―ビフェニル―四―イルアゾ］―七―ヒドロキシ―一・三―ナフタレンジスルホナート（別名ＣＩアシッドレッド百十四）

三十三　二―（二・四―ジクロロフェニル）―一―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）―二―ヘキサノール（別名ヘキサコナゾール）

三十四　二・四―ジクロロフェノール

三十五　（ＲＳ）―二―（二・四―ジクロロフェノキシ）プロピオン酸（別名ジクロルプロップ）

三十六　一・三―ジクロロ―二―プロパノール

三十七　（ＲＳ）―一―［二・五―ジクロロ―四―（一・一・二・三・三・三―ヘキサフルオロプロポキシ）フェニル］―三―（二・六―ジフルオロベンゾイル）ウレア（別名ルフェヌロン）

三十八　三・三′―ジクロロベンジジン二塩酸塩

三十九　ジナトリウム＝四―アミノ―三―［四′―（二・四―ジアミノフェニルアゾ）―一・一′―ビフェニル―四―イルアゾ］―五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ―二・七―ナフタレンジスルホナート（別名ＣＩダイレクトブラック三十八）

四十　ジナトリウム＝八―［三・三′―ジメチル―四′―［四―［（パラ―トリル）スルホニルオキシ］フェニルアゾ］―一・一′―ビフェニル―四―イルアゾ］―七―ヒドロキシ―一・三―ナフタレンジスルホナート（別名ＣＩアシッドレッド百十四）

四十一　二・四―ジニトロアニリン

四十二　ジニトロナフタレン

四十三　メタ―ジニトロベンゼン

四十四　ジナトリウム＝二・二′―ビニレンビス［五―（四―モルホリノ―六―アニリノ―一・三・五―トリアジン―二―イルアミノ）ベンゼンスルホナート］（別名ＣＩフルオレスセント二百六十）

四十五　二・四―ジニトロ―六―オクチルフェニル＝クロトナート及び二・六―ジニトロ―四―オクチルフェニル＝クロトナートの混合物（オクチル基が一―メチルヘプチル基、一―エチルヘキシル基又は一―プロピルペンチル基であるものの混合物に限る。）（別名ジノカップ又はＤＰＣ）

四十六　四・六―ジニトロ―オルト―クレゾール

四十七　メタ―ジニトロベンゼン

四十八　二・三―ジヒドロ―六―プロピル―二―チオキソ―四（一Ｈ）―ピリミジノン（別名プロピルチオウラシル）

四十九　ジビニルベンゼン

五十　五・五―ジフェニル―二・四―イミダゾリジンジオン

五十一　一・四―ジブロモブタン

五十二　一・三―ジブロモプロパン

五十三　ジベンジルエーテル

五十四　二・三―ジメチルアニリン

五十五　一・一―ジメチルヒドラジン

五十六　タリウム及びその水溶性化合物

五十七　チオアセトアミド

四十四　二・三―ジヒドロ―六―プロピル―二―チオキソ―四（一Ｈ）―ピリミジノン（別名プロピルチオウラシル）

四十五　一・二―ジブロモエタン（別名ＥＤＢ又は二臭化エチレン）

四十六　一・四―ジブロモブタン

四十七　二・三―ジブロモ―一―プロパノール

四十八　一・三―ジブロモプロパン

四十九　ジベンジルエーテル

五十　二・三―ジメチルアニリン

五十一　［四―［［四―（ジメチルアミノ）フェニル］（フェニル）メチリデン］シクロヘキサ―二・五―ジエン―一―イリデン］（ジメチル）アンモニウム＝クロリド（別名マラカイトグリーン塩酸塩）

五十二　ジメチルカルバモイル＝クロリド

五十三　Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｏ―（三―メチル―四―メチルスルフィニルフェニル）―チオホスフェイト（別名メスルフェンホス）

五十四　臭素化ビフェニル（臭素数が二から五までのもの及びその混合物に限る。）

五十五　二―（一・三―チアゾール―四―イル）―一Ｈ―ベンゾイミダゾール

五十六　チオアセトアミド

五十七　二―（チオシアナートメチルチオ）―一・三―ベンゾチア

四十六　鉄カルボニル

四十七　一・一・二・二―テトラクロロエタン

四十八　テトラナトリウム＝三・三′―［（三・三′―ジメトキシ―四・四′―ビフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス（五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート）（別名ＣＩダイレクトブルー十五）

四十九　二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）

五十　テルル及びその化合物（水素化テルルを除く。）

五十一　トリクロロアセトニトリル

五十二　ナトリウム＝三―［Ｎ―［四―［［四―（ジメチルアミノ）フェニル］［四―［Ｎ―エチル［（三―スルホナトフェニル）メチル］アミノ］フェニル］メチレン］―二・五―シクロヘキサジエン―一―イリデン］―Ｎ―エチルアンモニオ］ベンゼンスルホナート（別名ＣＩアシッドバイオレット四十九）

五十三　ナトリウム＝一・一′―ビフェニル―二―オラート

五十四　二硝酸プロピレン

五十五　メタ―ニトロアニリン

五十六　五―［Ｎ・Ｎ―ビス（二―アセチルオキシエチル）アミノ］―二―（二―ブロモ―四・六―ジニトロフェニルアゾ）―四

ゾール（別名ＴＣＭＴＢ）

五十八　チオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｏ―（六―オキソ―一―フェニル―一・六―ジヒドロ―三―ピリダジニル）（別名ピリダフェンチオン）

五十九　チオりん酸Ｏ―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―Ｏ・Ｏ―ジメチル（別名クロルピリホスメチル）

六十　一・一・二・二―テトラクロロエタン

六十一　テトラナトリウム＝三・三′―［（三・三′―ジメトキシ―四・四′―ビフェニリレン）ビス（アゾ）］ビス（五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート）（別名ＣＩダイレクトブルー十五）

六十二　テトラブロモメタン

六十三　オルト―テルフェニル

六十四　一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）

六十五　トリス（Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバメート）鉄（別名ファーバム）

六十六　トリブロモメタン（別名ブロモホルム）

六十七　ナトリウム＝三―［［Ｎ―［四―［［四―（ジメチルアミノ）フェニル］［四―［Ｎ―エチル―Ｎ―［（三―スルホナトフェニル）メチル］アミノ］フェニル］メチレン］―二・五―シクロヘキサジエン―一―イリデン］―Ｎ―エチルアンモニオ］メチル―メトキシアセトアニリド

五十七　ビフェニル

五十八　フェナントレン

五十九　パラ―（フェニルアゾ）アニリン

六十　フタル酸ジイソブチル

六十一　一―ターシャリ―ブチル―三―（二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル）チオ尿素（別名ジアフェンチウロン）

六十二　ターシャリ―ブチル＝ヒドロペルオキシド

六十三　一・三―プロパンスルトン

六十四　Ｎ―プロピル―Ｎ―［二―（二・四・六―トリクロロフェノキシ）エチル］イミダゾール―一―カルボキサミド（別名プロクロラズ）

六十五　二―プロピン―一―オール

六十六　二―（四―ブロモジフルオロメトキシフェニル）―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジルエーテル（別名ハルフェンプロックス）

六十七　パラ―ブロモフェノール

六十八　三―ブロモ―一―プロペン（別名臭化アリル）

六十九　ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝ブロミド

七十　ヘキサヒドロ―一・三・五―トリニトロ―一・三・五―トリアジン（別名シクロナイト）

	ル］ベンゼンスルホナート（別名ＣＩアシッドバイオレット四十九）
六十八	ナトリウム＝一・一′―ビフェニル―二―オラート
六十九	メタ―ニトロアニリン
七十	Ｎ―ニトロソジフェニルアミン
七十一	メタ―ニトロトルエン
七十二	パラ―ニトロフェノール
七十三	パリゴルスカイト（別名アタパルジャイト）
七十四	三・三―ビス（四―ヒドロキシフェニル）―一・三―ジヒドロイソベンゾフラン―一―オン（別名フェノールフタレイン）
七十五	四・四′―ビピリジル
七十六	一―（四―ビフェニリルオキシ）―三・三―ジメチル―一―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）―二―ブタノール（別名ビテルタノール）
七十七	パラ―フェネチジン
七十八	フタル酸ジシクロヘキシル
七十九	一・三―プロパンスルトン
八十	Ｎ―プロピル―Ｎ―［二―（二・四・六―トリクロロフェノキシ）エチル］イミダゾール―一―カルボキサミド（別名プロクロラズ）
八十一	三―ブロモ―一―プロペン（別名臭化アリル）
八十二	ヘキサクロロエタン
七十一	ベンゾチアゾール
七十二	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
七十三	メチル＝二―（四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルオキシ）―六―［一―（メトキシイミノ）エチル］ベンゾアート（別名ピリミノバックメチル）
七十四	メチルヒドラジン
七十五	二―メチル―一・一′―ビフェニル―三―イルメチル＝（Ｚ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ビフェントリン）
七十六	メチル＝三―（四―メトキシ―六―メチル―一・三・五―トリアジン―二―イルカルバモイルスルファモイル）―二―テノアート（別名チフェンスルフロンメチル）
七十七	四・四′―メチレンビス（Ｎ・Ｎ―ジメチルアニリン）
七十八	メチレンビス（四・一―フェニレン）＝ジイソシアネート
七十九	四・四′―メチレンビス（二―メチルシクロヘキサンアミン）
八十	りん酸（Ｚ）―二―クロロ―一―（二・四・五―トリクロロフェニル）ビニル＝ジメチル（別名テトラクロルビンホス又はＣＶＭＰ）
八十一	りん酸トリス（二―エチルヘキシル）

八十三	ヘキサクロロシクロペンタジエン
八十四	一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ［二・二・一］―五―ヘプテン―二・三―ジカルボン酸（別名クロレンド酸）
八十五	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝ブロミド
八十六	五―ベンジル―三―フリルメチル＝（一ＲＳ）―シス―トランス―二・二―ジメチル―三―（二―メチルプロパ―一―エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名レスメトリン）
八十七	パラ―ベンゾキノン
八十八	ペンタクロロニトロベンゼン（別名キントゼン又はＰＣＮＢ）
八十九	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
九十	Ｎ―メチルアニリン
九十一	六―メチル―一・三―ジチオロ［四・五―ｂ］キノキサリン―二―オン
九十二	二―メチル―五―ニトロアニリン
九十三	メチルヒドラジン
九十四	二―メチル―一・一′―ビフェニル―三―イルメチル＝（Ｚ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ビフェントリン）
九十五	メチル＝ベンゾイミダゾール―二―イルカルバマート（別

	名カルベンダジム）
九十六	四・四′―メチレンビス（N・N―ジメチルアニリン）
九十七	四・四′―メチレンビス（二―メチルシクロヘキサンアミン）
九十八	硫酸ヒドラジン
九十九	りん酸（二―エチルヘキシル）ジフェニル
百	りん酸ジ―ノルマル―ブチル＝フェニル

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加に係る事前評価書

１．政策の名称

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）の指定化学物質及び対象業種の見直し

２．担当部局

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課　課長 福島　洋
電話番号：03-3501-0080　　e-mail： qqhbbf@meti.go.jp
厚生労働省　医薬食品局　審査管理課化学物質安全対策室　室長　山本　順二
電話番号：03-3595-2298　　e-mail： prtrchemical@mhlw.go.jp
環境省　総合環境政策局　環境保健部　環境安全課　課長　木村　博承
電話番号：03-5521-8260　　e-mail：ehs@env.go.jp

３．評価実施時期

平成２０年９月

４．規制の目的、内容及び必要性等

（１）規制の目的

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、最新の科学的知見等を踏まえて指定化学物質を見直すとともに、現行の対象事業種と同程度の排出があると見込まれる医療業を、第一種指定化学物質[1]等取扱事業者[2]となり得る業種に追加する。

（２）規制の内容

今回の物質見直しによって、新たにＰＲＴＲ制度（指定化学物質の排出量・異動量の把握を事業者に義務付ける制度）[3]の対象となる物質（第一種指定化学物質）が 186 物質追加されるとともに、新たにＭＳＤＳ制度（指定化学物質・含まれる製品を他事業者に提供する際、化学物質の性状・取り扱いに関する情報の事前提供を義務づける制度）

[1] 第一種指定化学物質：人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。

[2] 第一種指定化学物質等取扱事業者：第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品を使用する者等のうち、政令で定める業種等の要件に該当する者。

[3] ＰＲＴＲ制度（Pollutant Release and Transfer Register、本文ｐ４に詳細）：指定される化学物質や含有する製品を、事業活動に伴い環境に排出すると見込まれる事業者は、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び移動量を把握し、都道府県経由で国に対して届出る制度。海外においても同様の制度が広く存在している。

[4]の対象となる物質（第一種指定化学物質と第二種指定化学物質[5]）が 217 物質追加されることとなる（図 1 に指定化学物質数の変化、別添１に化学物質名リスト）

なお、現在の指定化学物質から除外される物質や第一種と第二種の間で入れ替わる物質もあるので、それらも考慮すると、第一種指定化学物質の数は 354 物質から 462 物質となり、第二種指定化学物質は 81 物質から 100 物質となる。

また、対象業種の追加（医療業）により、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種は 23 業種から 24 業種となる（表１）。

【今回の見直しで追加・入替・除外する化学物質とその背景】

指定化学物質を政令で規定するに当たっては、平成１２年に化学品審議会等により示されている「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（答申）」における「PRTR 及び MSDS 対象化学物質の具体的な選定基準」に基づき判断している。今般、「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会ＰＲＴＲ対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会ＰＲＴＲ対象物質等専門委員会合同会合」（平成１９年１０月～平成２０年６月）において、上記答申をより詳細化した「PRTR 及び MSDS 対象化学物質の選定基準の詳細」（別添２参照、以下選定基準という）に基づいて見直しを行ったところ、以下のとおりの追加、除外が必要となった。

○第一種指定化学物質に追加される物質（例）：メチルアミン

理由：　新たに、変異原性（突然変異を引き起こす性質）があることが明らかになったため。なお、国内での製造・輸入量は年間 2,000ｔ以上である。

○第二種指定化学物質から第一種に入れ替わる物質（例）：アジ化ナトリウム

理由：　今回の見直し時点で、国内での製造・輸入量が１００ｔ以上であることが明らかになったため。

○指定から除外される物質の例：アジポニトリル

理由：　過去の選定時には基準に該当していたが、今回の見直しに係る調査では、最新の有害性情報が選定基準に該当せず、また、国内での製造・輸入量がゼロであるとともに、実際の環境中でのモニタリング調査においても検出されなかったため。

[4] ＭＳＤＳ制度（Material Safety Data Sheet、本文ｐ４に詳細）：指定される化学物質や含有する製品を取り扱う全ての事業者は、他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）を事前に提供する制度。海外においても同様の制度が広く存在している。

[5]第二種指定化学物質：第一種指定化学物質と同等の有害性があり、将来的に環境中に広く存在することとなる可能性があると認められる化学物質として政令で指定。

図１　対象となる化学物質数の変化

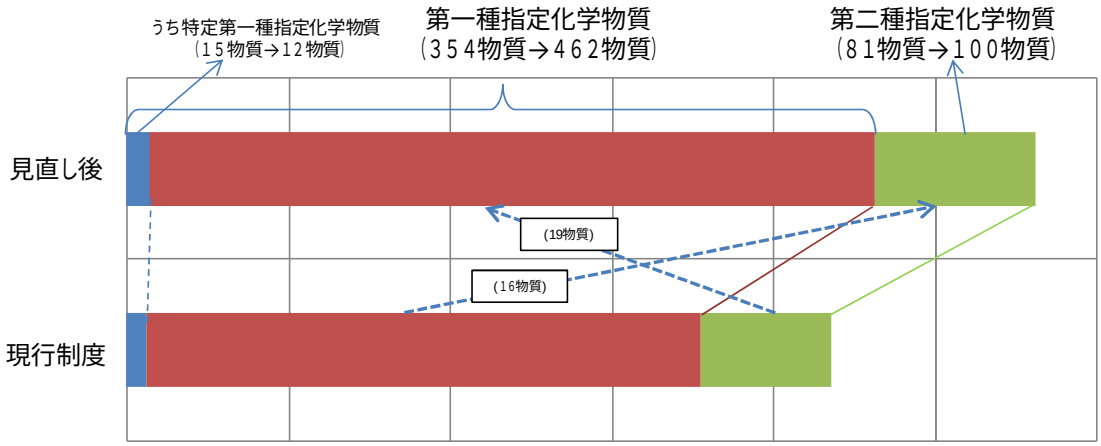

※対象物質のうち、いくつかの物質を統合あるいは一つの物質を分割している場合もある。

表１　医療業の追加に伴う対象業種の改正（２３業種から２４業種に）

現状	改正後
1　金属鉱業	1　金属鉱業
2　原油及び天然ガス鉱業	2　原油及び天然ガス鉱業
3　製造業	3　製造業
4　電気業	4　電気業
5　ガス業	5　ガス業
6　熱供給業	6　熱供給業
7　下水道業	7　下水道業
8　鉄道業	8　鉄道業
9　倉庫業	9　倉庫業
10　石油卸売業	10　石油卸売業
11　鉄スクラップ卸売業	11　鉄スクラップ卸売業
12　自動車卸売業	12　自動車卸売業
13　燃料小売業	13　燃料小売業
14　洗濯業	14　洗濯業
15　写真業	15　写真業
16　自動車整備業	16　自動車整備業
17　機械修理業	17　機械修理業
18　商品検査業	18　商品検査業
19　計量証明業	19　計量証明業
20　一般廃棄物処理業	20　一般廃棄物処理業
21　産業廃棄物処分業	21　産業廃棄物処分業
22　高等教育機関	***22　医療業***
23　自然科学研究所	23　高等教育機関
	24　自然科学研究所

※医療業を追加する場所については、「日本標準産業分類（総務庁、平成５年１０月）」の業種の順序に基づいて定めた。

（３）規制の必要性

【化学物質排出把握管理促進法について（ＰＲＴＲ制度とＭＳＤＳ制度)】

化学物質排出把握管理促進法（以下、「法」という。）は、特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（ＰＲＴＲ制度）や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（ＭＳＤＳ制度）を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成１１年７月１３日に制定され、平成１２年３月３０日から施行された。ＰＲＴＲ制度とＭＳＤＳ制度の概要については以下のとおり。

①ＰＲＴＲ制度（法第二章）

第一種指定化学物質又はこれを含有する製品を、事業活動に伴い環境に排出すると見込まれる事業者であって、次の要件全てに該当する事業者は、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を自ら把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に対して届出ることを義務付けられている。

・政令で指定している業種に属する事業を営む事業者

・常時使用する従業員の数が２１人以上の事業者

・第一種指定化学物質の年間取扱量が１ｔ（特定第一種指定化学物質は０．５ｔ）以上の事業所を有する事業者又は特別要件施設[6]を設置している事業者

国は届出データを集計し、国が推計する届出対象外の排出量（従業員数２０名以下の事業者等の届出対象外とされている事業所、移動体、家庭等からの排出量）とともに公表する。個別事業所毎の届出データについては、国民からの請求に基づき、開示される。

②ＭＳＤＳ制度（法第三章）

第一種指定化学物質、第二種指定化学物質対象又はそれらを含有する製品を取り扱う全ての事業者（ＰＲＴＲ制度とは異なり、業種、従業員数等の裾切りはない）は、当該指定化学物質等を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（化学物質等安全データシート：ＭＳＤＳ、別添３参照）を事前に提供することを義務付けられている。

【指定化学物質の見直し】

現在、ＰＲＴＲ制度及びＭＳＤＳ制度の対象となる第一種指定化学物質として 354 物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質として 12 物質、ＭＳＤＳ制度のみ対象となる第二種指定化学物質として 81 物質が同法施行令において指定されている。

一方、化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質については、定期的に見直しの必要性を検討することが必要である。

[6]特別要件施設：鉱山保安法により規定される特定施設、下水道終末処理施設、廃棄物処理法により規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設

【対象業種の追加】

また、指定化学物質を使用する業種について、医療業を指定すべきとの指摘がなされていることを受け、医療業の主たる事業所に対して第一種指定化学物質の排出量等の実態調査を行った結果によると、医療業から届出されると推定される第一種指定化学物質の排出・移動量は、現行の対象業種である原油及び天然ガス鉱業や鉄スクラップ卸売業と同程度の排出があることが判明した。また、医療業１事業所当たりの推定排出・移動量は、現行の対象業種である燃料小売業や一般廃棄物処理業より大きく、第一種指定化学物質を環境中に排出している可能性が高いことも判明した。

これらのことから、指定化学物質を見直すとともに、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業を追加する必要があるため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令を改正するものである。

（４）法令の名称・関連条項とその内容

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」（政令）

- 第一種指定化学物質については、別表第一の３５４物質であるところ、１８６物質を追加、７４物質を削除して４６２物質の指定とする。（第一条、別添１参照）
- 第二種指定化学物質については、別表第二の８１物質であるところ、６６物質を追加、４７物質を削除して１００物質の指定とする。（第二条、別添１参照）
- 第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種については、２３業種であるところ、医療業を追加して２４業種の指定とする。（第三条）
- 特定第一種指定化学物質については、１２物質であるところ４物質を追加、１物質を削除して１５物質の指定とする。（第四条第一項イ、別添１参照）
- 第二種指定化学物質を含有する製品に係る要件について、第二種指定化学物質の変更に伴い見直す。（第六条）

※今後、本政令改正を受けて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（省令）についても、指定化学物質の見直し結果を踏まえた対応化学物質分類名[7]の指定に係る所要の改正を行う予定である（平成２０年度内目途）。

（５）影響を受け得る関係者

以下の者が、今回の改正によって影響を受けると想定される。

（ｉ）ＰＲＴＲ制度に関連して

○　新たに第一種指定化学物質となった化学物質を取り扱う事業者及び対象業種の追加（医療業）により新たに第一種指定化学物質等取扱事業者となった事業

[7]対応化学物質分類名：PRTR 制度による届出事項の公表等の際に、対象となる第一種指定化学物質の使用等の情報が営業秘密である場合、当該第一種指定化学物質の名称の代わりに用いる分類の名称。

者のうち、ＰＲＴＲ制度に関する一定の要件（業種、従業員数、取扱量等）を満たす事業者（ＰＲＴＲの届出義務）

○　国の関係行政機関（新たに対象となった第一種指定化学物質の届出対象外の排出量推計と届出件数増加に伴う届出データ集計の負担増）

○　都道府県（届出物質変更・件数増加に伴う、経由事務の負担増）

○　国民・社会

(ⅱ)ＭＳＤＳ制度に関連して

○　新たに第一種指定化学物質か第二種指定化学物質になった化学物質を取り扱う全事業者（ＭＳＤＳの交付）

５．想定される代替案

本改正案では、指定化学物質の見直し及び対象業種の追加を行うが、指定物質の選定基準等規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいない。現選定基準に基づいた見直し結果をそのまま反映させるものであり、規制の手法等についての判断を伴うものでないから、代替案は想定しない。

６．規制の費用

本物質見直し案の実施によって、関係者にどのような影響（費用、便益）が及ぶかについて、表１のようにまとめる。各主体に対しては、具体的には、以下に述べる費用が発生すると想定される。

表１　改正案の実施による関係者への影響

関係者	費　用	便　益
新たな第一種指定化学物質取扱事業者（ＰＲＴＲ制度の要件を満たす者） ※　今回新たに追加される「医療業」の事業者を含む	●第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト。 ●ＰＲＴＲの届出に係るコスト（年一回）。	●第一種指定化学物質の自主的な管理の改善ための基礎データが得られる。
国の関係行政機関	●第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト ●ＰＲＴＲ届出件数増加に伴う集計に係るコスト	●国ベースでの環境の保全上の支障を未然に防止。
都道府県	●届出物質変更・件数増加に伴う、経由事務の負担増分のコスト	●管轄地域における環境の保全上の支障を未然に防止。
新たな第一種及び第二種指定化学物質取扱う全事業者	●指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際に、ＭＳＤＳが未添付の場合、新たに作成し交付するコスト	●第一種及び第二種指定化学物質の自主的な管理の改善ための基礎データが得られる。
国民・社会	なし	●指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関して理解を深めることができる。

（１）新たな第一種指定化学物質取扱事業者（ＰＲＴＲ制度の要件を満たす者）

新たに第一種指定化学物質となった化学物質を取り扱う事業者及び対象業種の追加（医療業）により新たに第一種指定化学物質等取扱事業者となった事業者でＰＲＴＲ制度の要件（業種、従業員数、取扱量等）を満たす者に対しては、以下に示すような規制

遵守にかかる費用が生じる。

①第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト

新たに第一種指定化学物質となった化学物質を取り扱う事業者及び対象業種の追加（医療業）により新たに第一種指定化学物質等取扱事業者となった事業者において、第一種指定化学物質の事業所内年間取扱量が１ｔ（特定第一種指定化学物質は０．５ｔ）以上であるかどうかの確認を行うとともに、当該要件を満たしていた場合には、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を自ら把握するためのコスト[8]が発生。

※把握にどの程度のコストがかかるかは、国内のいくつの事業者がいくつの物質に関して当該作業を行う必要が生じるかに依存するため、定量的な推計は困難。

②ＰＲＴＲの届出に係るコスト

自ら把握した排出・移動量を、年一回、都道府県経由で国（事業所管大臣）に対して届出るためのコストが発生する。

※届出にどの程度のコストがかかるかは、国内のいくつの事業者がいくつの物質に関して届出を行う必要が生じるかに依存するため、定量的な推計は困難。なお、現状では、年間約 40,000 事業所が届出を行っている。

なお、これら費用は現行の法においても指定対象物質を新たに取り扱う際には必要なものである。また、法は、指定化学物質の使用・輸出入についての許認可・制限を行うものではなく、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するものであるため、事業者の事業遂行そのものへの影響も限定的であるといえる。

（２）国の関係行政機関

①第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト

国は届出外排出量（対象業種以外からの排出及び対象業種であっても従業員数等の要件により届出対象外とされている事業所、移動体、家庭等からの排出量）について、出荷量等に係る信頼性の高い統計データや、推計した排出割合を基に排出量を年１回推計しており、新たに対象となった第一種指定化学物質についても、使用の実態や排出の実態等を調査の上、必要な推計を行うコストが発生。

※推計にどの程度のコストがかかるかは、推計が必要な物質や利用できるデータの種類等に依存するため、定量的な推計は困難。

②ＰＲＴＲ届出件数増加に伴う集計に係るコスト

国は届出データを集計し、国が推計する届出対象外の排出量とともに年１回公表しており、今回第一種指定化学物質数及び対象業種が増えたことに伴い、第一種指定化学物質となった化学物質を取り扱う事業者及び対象業種の追加（医療業）

[8] 把握のための具体的な方法としては、①取扱量の合計と製品としての搬出量や廃棄物に含まれての移動量の差から物質収支を勘案する方法、②具体的に排水・排ガス等を分析した実測値を用いる方法、③対象物質の年間取扱量とモデル実験などで別途算定した排出係数とを用いる方法等があり、それぞれ所要のコストが必要となる。（例えば実測値を用いる方法では、排出物（排水、排ガス、廃棄物等）に含まれる当該物質の量や濃度の測定を、専門の分析機関に依頼する費用などが必要となる。）

により新たに第一種指定化学物質等取扱事業者となった事業者からの届出により、届出件数が増加することが見込まれるため、その処理コストの増が発生[9]。

※処理にどの程度のコストがかかるかは、増加するのべ届出数に依存するため、定量的な推計は困難。なお、現状では、年間約 40,000 事業所から届出が行われている。対象業種に追加される医療業については、約 500 件程度の届出件数の増加が見込まれている（環境省推計）。

（３）都道府県

①届出物質変更・件数増加に伴う、経由事務の負担増分のコスト

ＰＲＴＲの届出は都道府県を経由して行われることから、今回第一種指定化学物質数及び対象業種（医療業）が増えたことに伴い、その処理コストの増が発生。さらに、ＰＲＴＲ対象物質の入替に伴い、未届け事業所のチェックにとどまらず、改正により非対象となった物質の届出への対処等のコストが発生。

※処理や対処にどの程度のコストがかかるかは、増加するのべ届出数や不必要な届出の数に依存するため、定量的な推計は困難。

（４）新たな第一種及び第二種指定化学物質取扱う全事業者

①指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際に、ＭＳＤＳを作成し交付するコスト

新たに第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質となった物質、さらにはそれらの物質を含む製品を他の事業者に譲渡等する際、ＭＳＤＳが未添付であれば、新たに作成するためのコストが発生[10]。

（５）国民・社会

今回の改正では、国民（消費者）・社会に対しては、特に直接的な費用は発生しない。

７．規制の便益

規制の費用の分析と同様に、便益については以下のとおりとなる。

（１） 新たな第一種指定化学物質取扱事業者（ＰＲＴＲ制度の要件を満たす者）

人や生態系への有害性に関するリスクの恐れがある第一種指定化学物質及び対象業種が最新の知見により見直され、第一種指定化学物質の自社内での取扱データやＰＲＴＲデータを事業者自らが把握することにより、第一種指定化学物質の自主的な管理の改善のための基礎データが得られ、事業者による化学物質の自主的な管理が改善される。

---

[9] 集計に係る事務作業は、独立行政法人製品評価技術基盤機構において実施されている。

[10] 一部事業者からの聞き取りでは、ＭＳＤＳを新たに作成する場合には、最上流の事業者で６ヶ月、中間事業者でも３ヶ月程度の期間と、数万円～数十万円程度の費用が必要。また、作成後、自社内の担当者への周知や、流通途中に介在する商社・ディーラー等への説明も必要となり、ＭＳＤＳの配布自体には１～２ヶ月要することもある。

（２）国の関係行政機関

最新の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、有害性情報（発がん性、慢性毒性等）の蓄積等を勘案して指定化学物質及び対象業種の見直しが行われることにより、法目的である国ベースでの環境の保全上の支障を未然防止に寄与する。

（３）都道府県

（国と同様に）最新の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、有害性情報（発がん性、慢性毒性等）の蓄積等を勘案して指定化学物質及び対象業種の見直しが行われることにより、管轄する地域での環境の保全上の支障を未然に防止する。

（４）新たな第一種及び第二種指定化学物質取扱う全事業者

人や生態系への有害性がある第一種指定化学物質や第二種指定化学物質が最新の知見により見直され、当該物質の性状や取扱いに関する情報が事業者内で収集・伝達されることにより、当該化学物質の自主的な管理の改善のための基礎データが得られ、事業者による化学物質の自主的な管理が改善される。

（５）国民・社会

人や生態系への有害性がある第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及び対象業種が最新の知見により見直されることにより、指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関してより一層理解を深めることができる。

８．政策評価の結果

今回の改正案によって、最新の知見に基づき法の指定化学物質を見直し、対象業種（医療業）を追加した場合、新規の指定化学物質をこれから取り扱う事業者においては、第一種指定化学物質の取扱量・排出量・移動量の把握に係る費用、ＰＲＴＲの届出に係る費用、ＭＳＤＳを作成・交付に係る費用増が予想されるが、これら費用は現行法の下でも指定化学物質を新たに取り扱う際には必要となるものであり適正な費用であるといえる。さらに、法は、指定化学物質の使用・輸出入についての許認可・制限を行うものではなく、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するものであることから、事業遂行の上の影響も限定的である。一方、事業者は指定化学物質の自主的な管理の改善のための基礎データを得て、化学物質の自主的な管理の改善がより一層促進される。

国の関係行政機関及び都道府県においては、届出データの集計及び届出外排出量の推計に係る費用増が予想される。一方、指定化学物質の排出・移動量の把握により、環境の保全上の支障を未然に防止することができる。

また、国民・社会においては、費用は発生しない。一方、指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関してより一層理解を深めることができる。

以上のような費用・便益の発生が想定されるところ、このような影響を含めてＰＲＴ

Ｒ制度・ＭＳＤＳ制度全体の適正さについては、法において担保されている。今回の政令改正は、科学的知見に基づき法のスキームの枠内でその目的を適切に達成すべく行うものであり、妥当なものであると言える。

９．有識者の見解その他の関連事項

化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質見直し及び対象業種の追加については、平成１９年８月にとりまとめられた「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ」において「化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである」「大学病院は高等教育機関の付属施設として対象になっているが、医療業は対象業種に指定されていない。医療業全体を指定業種として追加すべきかどうかについては、化学物質の使用実態の調査も含め今後さらに検討が必要である」とその必要性が指摘されているところである。

また、指定化学物質の見直しに関しては、昨年１０月以降「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会ＰＲＴＲ対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会ＰＲＴＲ対象物質等専門委員会合同会合」において、科学的知見等をもとに審議され、それぞれの審議会において答申されている。

１０．レビューを行う時期又は条件

化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質及び対象業種については、今後とも化学物質の製造、輸入又は使用の動向やモニタリングによる一般環境中での検出状況、新たな有害性情報（発がん性、慢性毒性等）の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質及び対象業種について検討を行う。

1．第一種指定化学物質

（参考）現行の種第政令番号	政令番号	物質名	特定第1種指定化学物質
1第001	一	亜鉛の水溶性化合物	
1第002	二	アクリルアミド	
1第004	三	アクリル酸エチル	
1第003	四	アクリル酸及びその水溶性塩	
1第005	五	アクリル酸二―（ジメチルアミノ）エチル	
	六	アクリル酸二―ヒドロキシエチル	
	七	アクリル酸ノルマル―ブチル	
	八	二アクリル酸ヘキサメチレン	
1第006	九	アクリル酸メチル	
1第007	十	アクリロニトリル	
1第008	十一	アクロレイン	
	十二	アジ化ナトリウム	
1第011	十三	アセトアルデヒド	
1第012	十四	アセトニトリル	
	十五	アセトンシアノヒドリン	
	十六	アセナフテン	
1第013	十七	二・二′―アゾビスイソブチロニトリル	
1第014	十八	オルト―アニシジン	
1第015	十九	アニリン	
	二十	一―アミノ―九・一〇―アントラキノン	
1第016	二十一	二―アミノエタノール	
	二十二	五―アミノ―四―クロロ―二―フェニルピリダジン―三（二H）―オン（別名クロリダゾン）	
1第018	二十三	五―アミノ―一―［二・六―ジクロロ―四―（トリフルオロメチル）フェニル］―三―シアノ―四―［（トリフルオロメチル）スルフィニル］ピラゾール（別名フィプロニル）	
2第006	二十四	パラ―アミノフェノール	
1第021	二十五	メタ―アミノフェノール	
	二十六	四―アミノ―六―ターシャリ―ブチル―三―メチルチオ―一・二・四―トリアジン―五（四H）―オン（別名メトリブジン）	
	二十七	三―アミノ―一―プロペン	
	二十八	四―アミノ―三―メチル―六―フェニル―一・二・四―トリアジン―五（四H）―オン（別名メタミトロン）	
1第022	二十九	アリルアルコール	
1第023	三十	一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン	
1第024	三十一	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）	
1第025	三十二	アンチモン及びその化合物	
	三十三	アントラセン	
1第026	三十四	石綿	○
1第027	三十五	三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	
	三十六	イソブチルアルデヒド	
1第028	三十七	イソプレン	
1第029	三十八	四・四′―イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）	
1第031	三十九	二・二′―［イソプロピリデンビス［（二・六―ジブロモ―四・一―フェニレン）オキシ］］ジエタノール	
	四十	N―イソプロピルアミノホスホン酸O―エチル―O―（三―メチル―四―メチルチオフェニル）（別名フェナミホス）	
	四十一	イソプロピル＝二―（四―メトキシビフェニル―三―イル）ヒドラジノホルマート（別名ビフェナゼート）	
	四十二	三′―イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）	
1第032	四十三	二―イミダゾリジンチオン	
1第033	四十四	一・一′―［イミノジ（オクタメチレン）］ジグアニジン（別名イミノクタジン）	
2第009	四十五	インジウム及びその化合物	
	四十六	エタンチオール	
1第034	四十七	エチル＝二―［四―（六―クロロ―二―キノキサリニルオキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名キザロホップエチル）	
1第036	四十八	O―エチル＝O―（六―ニトロ―メタ―トリル）＝セカンダリ―ブチルホスホルアミドチオアート（別名ブタミホス）	
1第037	四十九	O―エチル＝O―四―ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名EPN）	
1第038	五十	N―（一―エチルプロピル）―二・六―ジニトロ―三・四―キシリジン（別名ペンディメタリン）	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
1第039	五十一	S―エチル＝ヘキサヒドロ―一H―アゼピン―一―カルボチオアート（別名モリネート）	
	五十二	二―エチルヘキサン酸	
	五十三	エチル＝（Z）―三―［N―ベンジル―N―［［メチル（一―メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート（別名アラニカルブ）	
1第040	五十四	エチルベンゼン	
	五十五	O―エチル＝S―一―メチルプロピル＝（二―オキソ―三―チアゾリジニル）ホスホノチオアート（別名ホスチアゼート）	
1第041	五十六	エチレンイミン	
1第042	五十七	エチレンオキシド	○
1第044	五十八	エチレングリコールモノエチルエーテル	
1第045	五十九	エチレングリコールモノメチルエーテル	
1第046	六十	エチレンジアミン	
1第047	六十一	エチレンジアミン四酢酸	
1第049	六十二	N・N′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）	
1第050	六十三	N・N′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガンとN・N′―エチレンビス（ジチオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物（別名マンコゼブ又はマンゼブ）	
1第051	六十四	一・一′―エチレン―二・二′―ビピリジニウム＝ジブロミド（別名ジクアトジブロミド又はジクワット）	
	六十五	二―（四―エトキシフェニル）―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス）	
1第054	六十六	エピクロロヒドリン	
2第014	六十七	一・二―エポキシブタン	
1第055	六十八	二・三―エポキシ―一―プロパノール	
1第056	六十九	一・二―エポキシプロパン（別名酸化プロピレン）	
1第057	七十	二・三―エポキシプロピル＝フェニルエーテル	
	七十一	エマメクチン安息香酸塩（別名エマメクチンB一a安息香酸塩及びエマメクチンB一b安息香酸塩の混合物）	
	七十二	塩化第二鉄	
	七十三	塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	
1第058	七十四	一―オクタノール	
1第059	七十五	パラ―オクチルフェノール	
1第060	七十六	カドミウム及びその化合物	○
1第061	七十七	イプシロン―カプロラクタム	
	七十八	カルシウムシアナミド	
2第017	七十九	二・四―キシレノール	
1第062	八十	二・六―キシレノール	
1第063	八十一	キシレン	
	八十二	キノリン	
1第064	八十三	銀及びその水溶性化合物	
	八十四	クメン	
1第065	八十五	グリオキサール	
1第066	八十六	グルタルアルデヒド	
1第067	八十七	クレゾール	
1第068	八十八	クロム及び三価クロム化合物	
1第069	八十九	六価クロム化合物	○
1第071, 1第072, 1第073	九十	クロロアニリン	
1第075	九十一	二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・五―トリアジン（別名アトラジン）	
2第018	九十二	二―（四―クロロ―六―エチルアミノ―一・三・五―トリアジン―二―イル）アミノ―二―メチルプロピオノニトリル（別名シアナジン）	
	九十三	四―クロロ―三―エチル―一―メチル―N―［四―（パラトリルオキシ）ベンジル］ピラゾール―五―カルボキサミド（別名トルフェンピラド）	
1第076	九十四	二―クロロ―二′―エチル―N―（二―メトキシ―一―メチルエチル）―六′―メチルアセトアニリド（別名メトラクロール）	
1第077	九十五	クロロエチレン（別名塩化ビニル）	○
1第078	九十六	三―クロロ―N―（三―クロロ―五―トリフルオロメチル―二―ピリジル）―アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―パラ―トルイジン（別名フルアジナム）	
1第079	九十七	一―［［二―［二―クロロ―四―（四―クロロフェノキシ）フェニル］―四―メチル―一・三―ジオキソラン―二―イル］メチル］―一H―一・二・四―トリアゾール（別名ジフェノコナゾール）	
	九十八	一―クロロ―二―（クロロメチル）ベンゼン	
1第080	九十九	クロロ酢酸	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
	百	クロロ酢酸エチル	
1第081	百一	ニ―クロロ―ニ＇・六＇―ジエチル―Ｎ―（ニ―プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）	
1第082	百二	ニ―クロロ―ニ＇・六＇―ジエチル―Ｎ―（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）	
1第083	百三	一―クロロ―ニ・四―ジニトロベンゼン	
1第084	百四	一―クロロ―一・一―ジフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一四ニb）	
1第085	百五	クロロジフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―二二）	
1第086	百六	ニ―クロロ―一・一・一・ニ―テトラフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一二四）	
1第087	百七	クロロトリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一三三）	
1第088	百八	クロロトリフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一三）	
	百九	（ＲＳ）―二―（四―クロロ―オルト―トリルオキシ）プロピオン酸（別名メコプロップ）	
1第089	百十	オルト―クロロトルエン	
	百十一	パラ―クロロトルエン	
	百十二	ニ―クロロ―四―ニトロアニリン	
	百十三	ニ―クロロニトロベンゼン	
1第090	百十四	ニ―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はＣＡＴ）	
	百十五	（ＲＳ）―二―［ニ―（三―クロロフェニル）―ニ・三―エポキシプロピル］―ニ―エチルインダン―一・三―ジオン（別名インダノファン）	
	百十六	四―（ニ―クロロフェニル）―Ｎ―シクロヘキシル―Ｎ―エチル―四・五―ジヒドロ―五―オキソ―一Ｈ―テトラゾール―一―カルボキサミド（別名フェントラザミド）	
	百十七	（四ＲＳ・五ＲＳ）―五―（四―クロロフェニル）―Ｎ―シクロヘキシル―四―メチル―ニ―オキソ―一・三―チアゾリジン―三―カルボキサミド（別名ヘキシチアゾクス）	
	百十八	（ＲＳ）―一―パラ―クロロフェニル―四・四―ジメチル―三―（一Ｈ―一・ニ・四―トリアゾール―一―イルメチル）ペンタン―三―オール（別名テブコナゾール）	
	百十九	ニ―（四―クロロフェニル）―ニ―（一Ｈ―一・ニ・四―トリアゾール―一―イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル）	
	百二十	（ＲＳ）―四―（四―クロロフェニル）―ニ―フェニル―ニ―（一Ｈ―一・ニ・四―トリアゾール―一―イルメチル）ブチロニトリル（別名フェンブコナゾール）	
	百二十一	オルト―クロロフェノール	
2第022	百二十二	パラ―クロロフェノール	
2第023	百二十三	ニ―クロロプロピオン酸	
1第091	百二十四	三―クロロプロペン（別名塩化アリル）	
	百二十五	一―（ニ―クロロベンジル）―三―（一―メチル―一―フェニルエチル）ウレア（別名クミルロン）	
1第093	百二十六	クロロベンゼン	
1第094	百二十七	クロロペンタフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一五）	
1第095	百二十八	クロロホルム	
1第096	百二十九	クロロメタン（別名塩化メチル）	
	百三十	四―クロロ―三―メチルフェノール	
1第097	百三十一	（四―クロロ―ニ―メチルフェノキシ）酢酸（別名ＭＣＰ又はＭＣＰＡ）	
	百三十二	三―クロロ―ニ―メチル―一―プロペン	
1第100	百三十三	コバルト及びその化合物	
1第101	百三十四	酢酸ニ―エトキシエチル（別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート）	
1第102	百三十五	酢酸ビニル	
1第103	百三十六	酢酸ニ―メトキシエチル（別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート）	
1第104	百三十七	サリチルアルデヒド	
	百三十八	シアナミド	
	百三十九	（ＲＳ）―ニ―シアノ―Ｎ―［（Ｒ）―一―（ニ・四―ジクロロフェニル）エチル］―三・三―ジメチルブチラミド（別名ジクロシメット）	
	百四十	（Ｓ）―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝（一Ｒ・三Ｓ）―ニ・ニ―ジメチル―三―（一・ニ・ニ・ニ―テトラブロモエチル）シクロプロパンカルボキシラート（別名トラロメトリン）	
	百四十一	（ＲＳ）―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝ニ・ニ・三・三―テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名フェンプロパトリン）	
	百四十二	トランス―一―（ニ―シアノ―ニ―メトキシイミノアセチル）―三―エチルウレア（別名シモキサニル）	
	百四十三	ニ・四―ジアミノアニソール	
	百四十四	四・四＇―ジアミノジフェニルエーテル	
1第108	百四十五	無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	
1第109	百四十六	ニ―（ジエチルアミノ）エタノール	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
	百四十七	Ｏ―二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジン―四―イル＝Ｏ・Ｏ―ジメチル＝ホスホロチオアート（別名ピリミホスメチル）	
1第110	百四十八	Ｎ・Ｎ―ジエチルチオカルバミン酸Ｓ―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	
1第111	百四十九	Ｎ・Ｎ―ジエチル―三―（二・四・六―トリメチルフェニルスルホニル）―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―カルボキサミド（別名カフェンストロール）	
1第112	百五十	四塩化炭素	
1第113	百五十一	一・四―ジオキサン	
	百五十二	一・三―ジオキソラン	
	百五十三	一・三―ジカルバモイルチオ―二―（Ｎ・Ｎ―ジメチルアミノ）―プロパン（別名カルタップ）	
	百五十四	シクロヘキサ―一―エン―一・二―ジカルボキシイミドメチル＝（一ＲＳ）―シス―トランス―二・二―ジメチル―三―（二―メチルプロパ―一―エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名テトラメトリン）	
1第114	百五十五	シクロヘキシルアミン	
	百五十六	Ｎ―（シクロヘキシルチオ）フタルイミド	
	百五十七	ジクロロアニリン	
1第116	百五十八	一・二―ジクロロエタン	
1第117	百五十九	一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	
1第118	百六十	シス―一・二―ジクロロエチレン	
1第120	百六十一	三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン	
1第121	百六十二	ジクロロジフルオロメタン（別名ＣＦＣ―一二）	
1第122	百六十三	三・五―ジクロロ―Ｎ―（一・一―ジメチル―二―プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）	
1第123	百六十四	ジクロロテトラフルオロエタン（別名ＣＦＣ―一一四）	
1第124	百六十五	二・二―ジクロロ―一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一二三）	
	百六十六	二・四―ジクロロトルエン	
	百六十七	一・二―ジクロロ―四―ニトロベンゼン	
1第128	百六十八	一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン	
	百六十九	三―（三・五―ジクロロフェニル）―Ｎ―イソプロピル―二・四―ジオキソイミダゾリジン―一―カルボキサミド（別名イプロジオン）	
1第129	百七十	三―（三・四―ジクロロフェニル）―一・一―ジメチル尿素（別名ジウロン又はＤＣＭＵ）	
	百七十一	（ＲＳ）―二―（二・四―ジクロロフェニル）―三―（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）プロピル＝一・一・二・二―テトラフルオロエチル＝エーテル（別名テトラコナゾール）	
	百七十二	（二ＲＳ・四ＲＳ）―一―［二―（二・四―ジクロロフェニル）―四―プロピル―一・三―ジオキソラン―二―イルメチル］―一Ｈ―一・二・四―トリアゾール及び（二ＲＳ・四ＳＲ）―一―［二―（二・四―ジクロロフェニル）―四―プロピル―一・三―ジオキソラン―二―イルメチル］―一Ｈ―一・二・四―トリアゾールの混合物（別名プロピコナゾール）	
	百七十三	三―［一―（三・五―ジクロロフェニル）―一―メチルエチル］―三・四―ジヒドロ―六―メチル―五―フェニル―二Ｈ―一・三―オキサジン―四―オン（別名オキサジクロメホン）	
	百七十四	（ＲＳ）―三―（三・五―ジクロロフェニル）―五―メチル―五―ビニル―一・三―オキサゾリジン―二・四―ジオン（別名ビンクロゾリン）	
1第130	百七十五	三―（三・四―ジクロロフェニル）―一―メトキシ―一―メチル尿素（別名リニュロン）	
1第131	百七十六	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸（別名二・四―Ｄ又は二・四―ＰＡ）	
1第132	百七十七	一・一―ジクロロ―一―フルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一四一ｂ）	
1第133	百七十八	ジクロロフルオロメタン（別名ＨＣＦＣ―二一）	
1第135	百七十九	一・二―ジクロロプロパン	
1第137	百八十	一・三―ジクロロプロペン（別名Ｄ―Ｄ）	
1第138	百八十一	三・三′―ジクロロベンジジン	
1第139, 1第140	百八十二	ジクロロベンゼン	
1第141	百八十三	二―［四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ］アセトフェノン（別名ピラゾキシフェン）	
1第142	百八十四	四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル＝四―トルエンスルホナート（別名ピラゾレート）	
1第143	百八十五	二・六―ジクロロベンゾニトリル（別名ジクロベニル又はＤＢＮ）	
1第144	百八十六	ジクロロペンタフルオロプロパン（別名ＨＣＦＣ―二二五）	
1第145	百八十七	ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	
1第146	百八十八	二・三―ジシアノ―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）	
	百八十九	Ｎ・Ｎ―ジシクロヘキシルアミン	
	百九十	Ｎ・Ｎ―ジシクロヘキシル―二―ベンゾチアゾールスルフェンアミド	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
	百九十一	ジシクロペンタジエン	
1第147	百九十二	一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）	
1第148	百九十三	ジチオりん酸Ｏ―エチル―Ｓ・Ｓ―ジフェニル（別名エディフェンホス又はＥＤＤＰ）	
1第151	百九十四	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｓ―（二―エチルチオエチル）（別名エチルチオメトン又はジスルホトン）	
1第152	百九十五	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジエチル―Ｓ―［（六―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソベンゾオキサゾリニル）メチル］（別名ホサロン）	
1第153	百九十六	ジチオりん酸Ｏ―二・四―ジクロロフェニル―Ｏ―エチル―Ｓ―プロピル（別名プロチオホス）	
1第154	百九十七	ジチオりん酸Ｓ―（二・三―ジヒドロ―五―メトキシ―二―オキソ―一・三・四―チアジアゾール―三―イル）メチル―Ｏ・Ｏ―ジメチル（別名メチダチオン又はＤＭＴＰ）	
1第155	百九十八	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｓ―一・二―ビス（エトキシカルボニル）エチル（別名マラソン又はマラチオン）	
1第156	百九十九	ジチオりん酸Ｏ・Ｏ―ジメチル―Ｓ―［（Ｎ―メチルカルバモイル）メチル］（別名ジメトエート）	
2第032	二百	ジナトリウム＝二・二′―ビニレンビス［五―（四―モルホリノ―六―アニリノ―一・三・五―トリアジン―二―イルアミノ）ベンゼンスルホナート］（別名ＣＩフルオレスセント二百六十）	
1第157	二百一	ジニトロトルエン	
1第158	二百二	二・四―ジニトロフェノール	
2第037	二百三	ジビニルベンゼン	
1第159	二百四	ジフェニルアミン	
	二百五	ジフェニルエーテル	
	二百六	一・三―ジフェニルグアニジン	
1第161	二百七	Ｎ―ジブチルアミノチオ―Ｎ―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ［ｂ］フラニル（別名カルボスルファン）	
	二百八	二・六―ジ―ターシャリ―ブチル―四―クレゾール	
	二百九	二・四―ジ―ターシャリ―ブチルフェノール	
	二百十	ジブロモクロロメタン	
	二百十一	二・二―ジブロモ―二―シアノアセトアミド	
1第162	二百十二	ジブロモテトラフルオロエタン（別名ハロン―二四〇二）	
	二百十三	（ＲＳ）―Ｏ・Ｓ―ジメチル＝アセチルホスホルアミドチオアート（別名アセフェート）	
	二百十四	Ｎ・Ｎ―ジメチルアセトアミド	
	二百十五	二・四―ジメチルアニリン	
1第163	二百十六	二・六―ジメチルアニリン	
	二百十七	Ｎ・Ｎ―ジメチルアニリン	
	二百十八	五―ジメチルアミノ―一・二・三―トリチアン（別名チオシクラム）	
	二百十九	ジメチルアミン	
	二百二十	ジメチルジスルフィド	
	二百二十一	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	
	二百二十二	二・二―ジメチル―二・三―ジヒドロ―一―ベンゾフラン―七―イル＝Ｎ―［Ｎ―（二―エトキシカルボニルエチル）―Ｎ―イソプロピルスルフェナモイル］―Ｎ―メチルカルバマート（別名ベンフラカルブ）	
1第165	二百二十三	Ｎ・Ｎ―ジメチルチオカルバミン酸Ｓ―四―フェノキシブチル（別名フェノチオカルブ）	
	二百二十四	Ｎ・Ｎ―ジメチルドデシルアミン	
1第166	二百二十五	Ｎ・Ｎ―ジメチルドデシルアミン＝Ｎ―オキシド	
1第167	二百二十六	ジメチル＝二・二・二―トリクロロ―一―ヒドロキシエチルホスホナート（別名トリクロルホン又はＤＥＰ）	
2第043	二百二十七	一・一―ジメチルヒドラジン	
1第169	二百二十八	一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート又はパラコートジクロリド）	
	二百二十九	三・三′―ジメチルビフェニル―四・四′―ジイル＝ジイソシアネート	
	二百三十	ジメチル＝四・四′―（オルト―フェニレン）ビス（三―チオアロファナート）（別名チオファネートメチル）	
	二百三十一	Ｎ―（一・三―ジメチルブチル）―Ｎ′―フェニル―パラ―フェニレン	
1第171	二百三十二	三・三′―ジメチルベンジジン（別名オルト―トリジン）	
1第172	二百三十三	Ｎ・Ｎ―ジメチルホルムアミド	
1第173	二百三十四	二―［（ジメトキシホスフィノチオイル）チオ］―二―フェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はＰＡＰ）	
	二百三十五	臭素	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
	二百三十六	臭素酸の水溶性塩	
1第174	二百三十七	三・五―ジヨード―四―オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名アイオキシニル）	
1第175	二百三十八	水銀及びその化合物	
	二百三十九	水素化テルフェニル	
1第176	二百四十	有機スズ化合物	
1第177	二百四十一	スチレン	
	二百四十二	二―スルホヘキサデカン酸――メチルエステルナトリウム塩	
1第178	二百四十三	セレン及びその化合物	
1第179	二百四十四	ダイオキシン類	○
1第180	二百四十五	二―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ―二H――・三・五―チアジアジン（別名ダゾメット）	
1第181	二百四十六	チオ尿素	
1第182	二百四十七	チオフェノール	
1第183	二百四十八	チオりん酸O――― （四―クロロフェニル）―四―ピラゾリル―O―エチル―S―プロピル（別名ピラクロホス）	
1第185	二百四十九	チオりん酸O・O―ジエチル―O―（二―イソプロピル―六―メチル―四―ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	
1第188	二百五十	チオりん酸O・O―ジエチル―O―（三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル）（別名クロルピリホス）	
1第189	二百五十一	チオりん酸O・O―ジエチル―O―（五―フェニル―三―イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）	
1第192	二百五十二	チオりん酸O・O―ジメチル―O―（三―メチル―四―ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）	
1第193	二百五十三	チオりん酸O・O―ジメチル―O―（三―メチル―四―メチルチオフェニル）（別名フェンチオン又はＭＰＰ）	
1第195	二百五十四	チオりん酸O―四―ブロモ―二―クロロフェニル―O―エチル―S―プロピル（別名プロフェノホス）	
1第196	二百五十五	チオりん酸S―ベンジル―O・O―ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）	
1第197	二百五十六	デカブロモジフェニルエーテル	
	二百五十七	デカン酸	
	二百五十八	デシルアルコール（別名デカノール）	
1第198	二百五十九	―・三・五・七―テトラアザトリシクロ［三・三・一・一(三・七)］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）	
	二百六十	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	
1第199	二百六十一	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）	
	二百六十二	四・五・六・七―テトラクロロイソベンゾフラン――（三H）―オン（別名フサライド）	
1第200	二百六十三	テトラクロロエチレン	
1第201	二百六十四	テトラクロロジフルオロエタン（別名ＣＦＣ―――二）	
	二百六十五	二・三・五・六―テトラクロロ―パラ―ベンゾキノン	
1第202	二百六十六	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
2第049	二百六十七	二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Z）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）	
	二百六十八	三・七・九・一三―テトラメチル―五・―――ジオキサ―二・八・一四―トリチア―四・七・九・一二―テトラアザペンタデカ―三・一二―ジエン―六・一〇―ジオン（別名チオジカルブ）	
1第204	二百六十九	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	
	二百七十	三・七・―――・一五―テトラメチルヘキサデカ――エン―三―オール（別名イソフィトール）	
1第205	二百七十一	テレフタル酸	
1第206	二百七十二	テレフタル酸ジメチル	
1第207	二百七十三	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	
	二百七十四	――ドデカノール（別名ノルマル―ドデシルアルコール）	
	二百七十五	ターシャリ―ドデカンチオール	
	二百七十六	ドデシル硫酸ナトリウム	
	二百七十七	三・六・九―トリアザウンデカン――・――ジアミン（別名テトラエチレンペンタミン）	
	二百七十八	トリエチルアミン	
	二百七十九	トリエチレンテトラミン	
1第209	二百八十	―・―・―トリクロロエタン	
1第210	二百八十一	―・―・二―トリクロロエタン	
1第211	二百八十二	トリクロロエチレン	
	二百八十三	トリクロロ酢酸	
1第212	二百八十四	二・四・六―トリクロロ――・三・五―トリアジン	
1第213	二百八十五	トリクロロトリフルオロエタン（別名ＣＦＣ―――三）	
1第214	二百八十六	トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
1第216	二百八十七	(三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロピル)	
	二百八十八	二・四・六―トリクロロフェノール	
1第217	二百八十九	トリクロロフルオロメタン (別名ＣＦＣ――一)	
	二百九十	一・二・三―トリクロロプロパン	
	二百九十一	トリクロロベンゼン	
1第218	二百九十二	一・三・五―トリス (二・三―エポキシプロピル) ―一・三・五―トリアジン―二・四・六 (一Ｈ・三Ｈ・五Ｈ) ―トリオン	
	二百九十三	トリブチルアミン	
1第220	二百九十四	アルファ・アルファ・アルファ―トリフルオロ―二・六―ジニトロ―Ｎ・Ｎ―ジプロピル―パラ―トルイジン (別名トリフルラリン)	
1第221	二百九十五	二・四・六―トリブロモフェノール	
1第223	二百九十六	三・五・五―トリメチル――一―ヘキサノール	
	二百九十七	一・二・四―トリメチルベンゼン	
1第224	二百九十八	一・三・五―トリメチルベンゼン	
1第338	二百九十九	トリレンジイソシアネート	
1第225, 1第226	三百	トルイジン	
1第227	三百一	トルエン	
1第228	三百二	トルエンジアミン	
	三百三	ナフタレン	
	三百四	一・五―ナフタレンジイル＝ジイソシアネート	
1第230	三百五	鉛	
1第230	三百六	鉛化合物	○
	三百七	二塩化酸化ジルコニウム	
1第231	三百八	ニッケル	
1第232	三百九	ニッケル化合物	○
1第233	三百十	ニトリロ三酢酸	
	三百十一	オルト―ニトロアニソール	
	三百十二	オルト―ニトロアニリン	
1第236	三百十三	ニトログリセリン	
1第237	三百十四	パラ―ニトロクロロベンゼン	
	三百十五	オルト―ニトロトルエン	
1第240	三百十六	ニトロベンゼン	
	三百十七	ニトロメタン	
1第241	三百十八	二硫化炭素	
	三百十九	――ノナノール (別名ノルマル―ノニルアルコール)	
1第242	三百二十	ノニルフェノール	
1第099	三百二十一	バナジウム化合物	
2第056	三百二十二	五′―［Ｎ・Ｎ―ビス (二―アセチルオキシエチル) アミノ］―二′―(二―ブロモ―四・六―ジニトロフェニルアゾ) ―四′―メトキシアセトアニリド	
1第245	三百二十三	二・四―ビス (エチルアミノ) ―六―メチルチオ――一・三・五―トリアジン (別名シメトリン)	
	三百二十四	一・三―ビス［(二・三―エポキシプロピル) オキシ］ベンゼン	
1第246	三百二十五	ビス (八―キノリノラト) 銅 (別名オキシン銅又は有機銅)	
1第247	三百二十六	三・六―ビス (二―クロロフェニル) ―一・二・四・五―テトラジン (別名クロフェンチジン)	
	三百二十七	一・二―ビス (二―クロロフェニル) ヒドラジン	
1第249	三百二十八	ビス (Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム)	
1第250	三百二十九	ビス (Ｎ・Ｎ―ジメチルジチオカルバミン酸) Ｎ・Ｎ′―エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)	
	三百三十	ビス (――メチル――――フェニルエチル) ＝ペルオキシド	
	三百三十一	Ｓ・Ｓ―ビス (――メチルプロピル) ＝Ｏ―エチル＝ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	
1第252	三百三十二	砒素及びその無機化合物	○
1第253	三百三十三	ヒドラジン	
	三百三十四	四―ヒドロキシ安息香酸メチル	
	三百三十五	Ｎ― (四―ヒドロキシフェニル) アセトアミド	
1第254	三百三十六	ヒドロキノン	
1第255	三百三十七	四―ビニル――――シクロヘキセン	
1第256	三百三十八	二―ビニルピリジン	
	三百三十九	Ｎ―ビニル―二―ピロリドン	
2第057	三百四十	ビフェニル	
1第258	三百四十一	ピペラジン	
1第259	三百四十二	ピリジン	
1第260	三百四十三	ピロカテコール (別名カテコール)	
1第261	三百四十四	フェニルオキシラン	
	三百四十五	フェニルヒドラジン	
	三百四十六	二―フェニルフェノール	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
	三百四十七	Ｎ―フェニルマレイミド	
1第262, 1第263, 1第264	三百四十八	フェニレンジアミン	
1第266	三百四十九	フェノール	
1第267	三百五十	３―フェノキシベンジル＝３―（２，２―ジクロロビニル）―２，２―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ペルメトリン）	
1第268	三百五十一	１，３―ブタジエン	○
	三百五十二	フタル酸ジアリル	
	三百五十三	フタル酸ジエチル	
1第270	三百五十四	フタル酸ジ―ノルマル―ブチル	
1第272	三百五十五	フタル酸ビス（２―エチルヘキシル）	
1第273	三百五十六	フタル酸ノルマル―ブチル＝ベンジル	
1第274	三百五十七	２―ターシャリ―ブチルイミノ―３―イソプロピル―５―フェニルテトラヒドロ―４Ｈ―１，３，５―チアジアジン―４―オン（別名ブプロフェジン）	
1第275	三百五十八	Ｎ―ターシャリ―ブチル―Ｎ′―（４―エチルベンゾイル）―３，５―ジメチルベンゾヒドラジド（別名テブフェノジド）	
	三百五十九	ノルマル―ブチル―２，３―エポキシプロピルエーテル	
1第276	三百六十	Ｎ―［１―（Ｎ―ノルマル―ブチルカルバモイル）―１Ｈ―２―ベンゾイミダゾリル］カルバミン酸メチル（別名ベノミル）	
1第277	三百六十一	ブチル＝（Ｒ）―２―［４―（４―シアノ―２―フルオロフェノキシ）フェノキシ］プロピオナート（別名シハロホップブチル）	
2第061	三百六十二	１―ターシャリ―ブチル―３―（３，５―ジイソプロピル―４―フェノキシフェニル）チオ尿素（別名ジアフェンチウロン）	
	三百六十三	５―ターシャリ―ブチル―３―（２，４―ジクロロ―５―イソプロポキシフェニル）―１，３，４―オキサジアゾール―２（３Ｈ）―オン（別名オキサジアゾン）	
1第278	三百六十四	ターシャリ―ブチル＝４―［［［（１，３―ジメチル―５―フェノキシ―４―ピラゾリル）メチリデン］アミノオキシ］メチル］ベンゾアート（別名フェンピロキシメート）	
	三百六十五	ブチルヒドロキシアニソール（別名ＢＨＡ）	
2第062	三百六十六	ターシャリ―ブチル＝ヒドロペルオキシド	
	三百六十七	オルト―セカンダリ―ブチルフェノール	
	三百六十八	４―ターシャリ―ブチルフェノール	
1第279	三百六十九	２―（４―ターシャリ―ブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝２―プロピニル＝スルフィット（別名プロパルギット又はＢＰＰＳ）	
1第280	三百七十	２―ターシャリ―ブチル―５―（４―ターシャリ―ブチルベンジルチオ）―４―クロロ―３（２Ｈ）―ピリダジノン（別名ピリダベン）	
1第281	三百七十一	Ｎ―（４―ターシャリ―ブチルベンジル）―４―クロロ―３―エチル―１―メチルピラゾール―５―カルボキサミド（別名テブフェンピラド）	
1第282	三百七十二	Ｎ―（ターシャリ―ブチル）―２―ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
	三百七十三	２―ターシャリ―ブチル―５―メチルフェノール	
1第283	三百七十四	ふっ化水素及びその水溶性塩	
	三百七十五	２―ブテナール	
	三百七十六	Ｎ―ブトキシメチル―２―クロロ―２′，６′―ジエチルアセトアニリド（別名ブタクロール）	
	三百七十七	フラン	
1第284	三百七十八	Ｎ，Ｎ′―プロピレンビス（ジチオカルバミン酸）と亜鉛の重合物（別名プロピネブ）	
2第065	三百七十九	２―プロピン―１―オール	
1第285	三百八十	ブロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン―１２１１）	
	三百八十一	ブロモジクロロメタン	
1第286	三百八十二	ブロモトリフルオロメタン（別名ハロン―１３Ｂ１）	
	三百八十三	５―ブロモ―３―セカンダリ―ブチル―６―メチル―１，２，３，４―テトラヒドロピリミジン―２，４―ジオン（別名ブロマシル）	
	三百八十四	１―ブロモプロパン	
1第287	三百八十五	２―ブロモプロパン	○
1第288	三百八十六	ブロモメタン（別名臭化メチル）	
1第289	三百八十七	ヘキサキス（２―メチル―２―フェニルプロピル）ジスタノキサン（別名酸化フェンブタスズ）	
1第291	三百八十八	６，７，８，９，１０，１０―ヘキサクロロ―１，５，５ａ，６，９，９ａ―ヘキサヒドロ―６，９―メタノ―２，４，３―ベンゾジオキサチエピン＝３―オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）	
	三百八十九	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド	
1第292	三百九十	ヘキサメチレンジアミン	
1第293	三百九十一	ヘキサメチレン＝ジイソシアネート	
	三百九十二	ノルマル―ヘキサン	
	三百九十三	ベタナフトール	
1第294	三百九十四	ベリリウム及びその化合物	○

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
	三百九十五	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	
	三百九十六	ペルフルオロ(オクタン―一―スルホン酸)(別名ＰＦＯＳ)	
1第295	三百九十七	ベンジリジン＝トリクロリド	○
1第297	三百九十八	ベンジル＝クロリド(別名塩化ベンジル)	
1第298	三百九十九	ベンズアルデヒド	
1第299	四百	ベンゼン	○
1第300	四百一	一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無水物	
1第301	四百二	二―(二―ベンゾチアゾリルオキシ)―Ｎ―メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)	
	四百三	ベンゾフェノン	
1第303	四百四	ペンタクロロフェノール	
1第304	四百五	ほう素化合物	
1第306	四百六	ポリ塩化ビフェニル(別名ＰＣＢ)	
1第307	四百七	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)	
1第308	四百八	ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル	
	四百九	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	
1第309	四百十	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	
1第310	四百十一	ホルムアルデヒド	○
1第311	四百十二	マンガン及びその化合物	
1第312	四百十三	無水フタル酸	
1第313	四百十四	無水マレイン酸	
1第314	四百十五	メタクリル酸	
1第315	四百十六	メタクリル酸二―エチルヘキシル	
1第316	四百十七	メタクリル酸二・三―エポキシプロピル	
1第318	四百十八	メタクリル酸二―(ジメチルアミノ)エチル	
1第319	四百十九	メタクリル酸ノルマル―ブチル	
1第320	四百二十	メタクリル酸メチル	
	四百二十一	四―メチリデンオキセタン―二―オン	
1第322	四百二十二	(Ｚ)―二′―メチルアセトフェノン＝四・六―ジメチル―二―ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	
	四百二十三	メチルアミン	
1第324	四百二十四	メチル＝イソチオシアネート	
1第325	四百二十五	Ｎ―メチルカルバミン酸二―イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はＭＩＰＣ)	
1第327	四百二十六	Ｎ―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・二―ジメチル―七―ベンゾ[ｂ]フラニル(別名カルボフラン)	
1第329	四百二十七	Ｎ―メチルカルバミン酸一―ナフチル(別名カルバリル又はＮＡＣ)	
1第330	四百二十八	Ｎ―メチルカルバミン酸二―セカンダリ―ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ)	
1第331	四百二十九	メチル＝三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)―一―メチルピラゾール―四―カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)	
	四百三十	メチル＝(Ｓ)―七―クロロ―二・三・四ａ・五―テトラヒドロ―二―[メトキシカルボニル(四―トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[一・二―ｅ][一・三・四]オキサジアジン―四ａ―カルボキシラート(別名インドキサカルブ)	
	四百三十一	メチル＝(Ｅ)―二―[二―[六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ]フェニル]―三―メトキシアクリラート(別名アゾキシストロビン)	
1第332	四百三十二	三―メチル―一・五―ジ(二・四―キシリル)―一・三・五―トリアザペンタ―一・四―ジエン(別名アミトラズ)	
1第333	四百三十三	Ｎ―メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	
	四百三十四	メチル―Ｎ′・Ｎ′―ジメチル―Ｎ―[(メチルカルバモイル)オキシ]―一―チオオキサムイミデート(別名オキサミル)	
2第073	四百三十五	メチル＝二―(四・六―ジメトキシ―二―ピリミジニルオキシ)―六―[一―(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	
1第335	四百三十六	アルファ―メチルスチレン	
	四百三十七	三―メチルチオプロパナール	
	四百三十八	メチルナフタレン	
1第336	四百三十九	三―メチルピリジン	
	四百四十	一―メチル―一―フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド	
1第339	四百四十一	二―(一―メチルプロピル)―四・六―ジニトロフェノール	
	四百四十二	二―メチル―Ｎ―[三―(一―メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	
	四百四十三	Ｓ―メチル―Ｎ―(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミダート(別名メソミル)	

(参考) 現行の種第政令番号	政令 番号	物質名	特定第1種 指定化学物質
	四百四十四	メチル＝(E)―メトキシイミノ―[二―[[[[(E)――――[三―(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名トリフロキシストロビン)	
	四百四十五	メチル＝(E)―メトキシイミノ[二―(オルト―トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名クレソキシムメチル)	
1第340	四百四十六	四・四'―メチレンジアニリン	
1第341	四百四十七	メチレンビス(四・一―シクロヘキシレン)＝ジイソシアネート	
2第078	四百四十八	メチレンビス(四・一―フェニレン)＝ジイソシアネート	
	四百四十九	三―メトキシカルボニルアミノフェニル＝三'―メチルカルバニラート(別名フェンメディファム)	
1第342	四百五十	N―(六―メトキシ―二―ピリジル)―N―メチルチオカルバミン酸O―三―ターシャリ―ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	
1第344	四百五十一	二―メトキシ―五―メチルアニリン	
	四百五十二	二―メルカプトベンゾチアゾール	
1第346	四百五十三	モリブデン及びその化合物	
	四百五十四	二―(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	
	四百五十五	モルホリン	
	四百五十六	りん化アルミニウム	
1第350	四百五十七	りん酸ジメチル＝二・二―ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)	
2第081	四百五十八	りん酸トリス(二―エチルヘキシル)	
1第352	四百五十九	りん酸トリス(二―クロロエチル)	
	四百六十	りん酸トリトリル	
	四百六十一	りん酸トリフェニル	
1第354	四百六十二	りん酸トリ―ノルマル―ブチル	

2．第二種指定化学物質

(参考) 現行の種第 政令番号	政令 番号	物質名
2第001	一	アセトアミド
2第002	二	パラ―アニシジン
	三	五―アミノ――― (二･六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル) ―四―エチルスルフィニル――H―ピラゾール―三―カルボニトリル (別名エチプロール)
1第019	四	三―アミノ――H―――･二･四―トリアゾール (別名アミトロール)
2第007	五	三 ' ―アミノ―四 ' ―メトキシアセトアニリド
2第008	六	四―アリル―――･二―ジメトキシベンゼン
	七	アルキル硫酸エステルナトリウム (アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る。)
	八	ウレタン
2第010	九	N―エチルアニリン
2第011	十	二―エチルアミノ―四―イソプロピルアミノ―六―メチルチオ―――･三･五―トリアジン (別名アメトリン)
	十一	エチル＝三―フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム)
	十二	N― [三― (―――エチル―――メチルプロピル) ―――･二―オキサゾール―五―イル] ―二･六―ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)
1第053	十三	五―エトキシ―三―トリクロロメチル―――･二･四―チアジアゾール (別名エクロメゾール)
	十四	―･二―エポキシ―三― (トリルオキシ) プロパン
	十五	四･四 ' ―オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
	十六	クロロアセトアルデヒド
	十七	(RS) ―――[三―クロロ―四― (―･―･二―トリフルオロ―二―トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] ―三― (二･六―ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ノバルロン)
	十八	(― ' S―トランス) ―七―クロロ―二 ' ･四･六―トリメトキシ―六 ' ―メチルスピロ [ベンゾフラン―二 (三H) ･― ' ―シクロヘキサ―二 ' ―エン] ―三･四 ' ―ジオン (別名グリセオフルビン)
2第020	十九	――クロロナフタレン
	二十	酢酸ベンジル
	二十一	サフロール
	二十二	(S) ―アルファ―シアノ―三―フェノキシベンジル＝ (S) ―二― (四―クロロフェニル) ―三―メチルブチラート (別名エスフェンバレレート)
	二十三	アルファ―シアノ―四―フルオロ―三―フェノキシベンジル＝三― (二･二―ジクロロビニル) ―二･二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シフルトリン)
1第119	二十四	トランス――･二―ジクロロエチレン
	二十五	ジクロロ酢酸
2第026	二十六	―― (三･五―ジクロロ―二･四―ジフルオロフェニル) ―三― (二･六―ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベンズロン)
	二十七	―･三―ジクロロ―五･五―ジメチルイミダゾリジン―二･四―ジオン
1第126	二十八	二― [四― (二･四―ジクロロ―メタ―トルオイル) ―――･三―ジメチル―五―ピラゾリルオキシ] ―四―メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)
	二十九	二･四―ジクロロ――ニトロベンゼン
2第027	三十	二･二―ジクロロ―N― [二―ヒドロキシ――― (ヒドロキシメチル) ―二― (四―ニトロフェニル) エチル] アセトアミド (別名クロラムフェニコール)
	三十一	N― (二･三―ジクロロ―四―ヒドロキシフェニル) ―――メチルシクロヘキサンカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)
2第028	三十二	二･四 ' ―ジクロロ―アルファ― (五―ピリミジニル) ベンズヒドリル＝アルコール (別名フェナリモル)
2第029	三十三	二― (二･四―ジクロロフェニル) ――― (―H――･二･四―トリアゾール―――イル) ―二―ヘキサノール (別名ヘキサコナゾール)
	三十四	二･四―ジクロロフェノール
	三十五	(RS) ―二― (二･四―ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロルプロップ)
1第134	三十六	―･三―ジクロロ―二―プロパノール
	三十七	(RS) ―――[二･五―ジクロロ―四― (―･―･二･三･三･三―ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル] ―三― (二･六―ジフルオロベンゾイル) ウレア (別名ルフェヌロン)
	三十八	三･三 ' ―ジクロロベンジジン二塩酸塩
2第030	三十九	ジナトリウム＝四―アミノ―三― [四 ' ― (二･四―ジアミノフェニルアゾ) ―――･― ' ―ビフェニル―四―イルアゾ] ―五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ―二･七―ナフタレンジスルホナート (別名C.I.ダイレクトブラック三十八)
2第031	四十	ジナトリウム＝八― [三･三 ' ―ジメチル―四 ' ― [四― [(パラ―トリル) スルホニルオキシ] フェニルアゾ] ―――･― ' ―ビフェニル―四―イルアゾ] ―七―ヒドロキシ――･三―ナフタレンジスルホナート (別名C.I.アシッドレッド百十四)
	四十一	二･四―ジニトロアニリン

(参考) 現行の種第 政令番号	政令 番号	物質名
	四十二	ジニトロナフタレン
2第035	四十三	メタ―ジニトロベンゼン
2第036	四十四	二・三―ジヒドロ―六―プロピル―二―チオキソ―四(―H)―ピリミジノン(別名プロピルチオウラシル)
	四十五	一・二―ジブロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)
2第039	四十六	一・四―ジブロモブタン
	四十七	二・三―ジブロモ―ー―プロパノール
2第040	四十八	一・三―ジブロモプロパン
2第041	四十九	ジベンジルエーテル
2第042	五十	二・三―ジメチルアニリン
	五十一	[四―[[四―(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン]シクロヘキサ―二・五―ジエン―ー―イリデン](ジメチル)アンモニウム=クロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩)
	五十二	ジメチルカルバモイル=クロリド
	五十三	O・O―ジメチル―O―(三―メチル―四―メチルスルフィニルフェニル)―チオホスフェイト(別名メスルフェンホス)
	五十四	臭素化ビフェニル(臭素数が二から五までのもの及びその混合物に限る。)
	五十五	二―(一・三―チアゾール―四―イル)―ーH―ベンゾイミダゾール
2第045	五十六	チオアセトアミド
	五十七	二―(チオシアナートメチルチオ)―ー・三―ベンゾチアゾール(別名TCMTB)
1第186	五十八	チオりん酸O・O―ジエチル―O―(六―オキソ―ー―フェニル―ー・六―ジヒドロ―三―ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)
1第194	五十九	チオりん酸O―三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル―O・O―ジメチル(別名クロルピリホスメチル)
2第047	六十	一・一・二・二―テトラクロロエタン
2第048	六十一	テトラナトリウム=三・三′―[(三・三′―ジメトキシ―四・四′―ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス(五―アミノ―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート)(別名C.Iダイレクトブルー十五)
	六十二	テトラブロモメタン
	六十三	オルト―テルフェニル
	六十四	一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス(四―メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロ
	六十五	トリス(N・N―ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーバム)
1第222	六十六	トリブロモメタン(別名ブロモホルム)
2第052	六十七	ナトリウム=三―[[N―[四―[[四―(ジメチルアミノ)フェニル][四―[N―エチル―N―[(三―スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン]―二・五―シクロヘキサジエン―ー―イリデン]―N―エチルアンモニオ]メチル]ベンゼンスルホナート(別名C.Iアシッドバイオレット四十九)
2第053	六十八	ナトリウム=一・一′―ビフェニル―二―オラート
2第055	六十九	メタ―ニトロアニリン
1第238	七十	N―ニトロソジフェニルアミン
	七十一	メタ―ニトロトルエン
1第239	七十二	パラ―ニトロフェノール
	七十三	パリゴルスカイト(別名アタパルジャイト)
	七十四	三・三―ビス(四―ヒドロキシフェニル)―ー・三―ジヒドロイソベンゾフラン―ー―オン(別名フェノールフタレイン)
	七十五	四・四′―ビピリジル
1第257	七十六	―― (四―ビフェニリルオキシ)―三・三―ジメチル―ー― (―H―ー・二・四―トリアゾール―ー―イル)―二―ブタノール(別名ビテルタノール)
1第265	七十七	パラ―フェネチジン
	七十八	フタル酸ジシクロヘキシル
2第063	七十九	一・三―プロパンスルトン
2第064	八十	N―プロピル―N―[二―(二・四・六―トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール―ー―カルボキサミド(別名プロクロラズ)
2第068	八十一	三―ブロモ―ー―プロペン(別名臭化アリル)
	八十二	ヘキサクロロエタン
	八十三	ヘキサクロロシクロペンタジエン
1第290	八十四	一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ[二・二・一]―五―ヘプテン―二・三―ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
2第069	八十五	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド
	八十六	五―ベンジル―三―フリルメチル=(―RS)―シス―トランス―二・二―ジメチル―三―(二―メチルプロパ―ー―エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名レスメトリン)

(参考) 現行の種第 政令番号	政令 番号	物質名
	八十七	パラ―ベンゾキノン
1第302	八十八	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はＰＣＮＢ)
2第072	八十九	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
1第323	九十	Ｎ―メチルアニリン
1第334	九十一	六―メチル―一・三―ジチオロ[四・五―b]キノキサリン―二―オン
	九十二	二―メチル―五―ニトロアニリン
2第074	九十三	メチルヒドラジン
2第075	九十四	二―メチル―一・一′―ビフェニル―三―イルメチル＝(Ｚ)―三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ビフェントリン)
	九十五	メチル＝ベンゾイミダゾール―二―イルカルバマート(別名カルベンダジム)
2第077	九十六	四・四′―メチレンビス(Ｎ・Ｎ―ジメチルアニリン)
2第079	九十七	四・四′―メチレンビス(二―メチルシクロヘキサンアミン)
	九十八	硫酸ヒドラジン
	九十九	りん酸(二―エチルヘキシル)ジフェニル
	百	りん酸ジ―ノルマル―ブチル＝フェニル

（別添２）

PRTR 及び MSDS 対象化学物質の選定基準の詳細

今回の化管法対象物質の具体的な選定基準は、一部の選定方法の詳細について合同会合における議論等を踏まえて補正した上で、前回答申のものを引き続き採用した。今回の化管法対象物質の見直しにおける有害性・ばく露情報の選定基準の詳細は以下のとおり（下線部は、選定基準の時点修正及び前回答申で記載していない事項の明確化等を行ったものを示す）。

１．有害性の範囲

前回答申における選定基準を引き続き採用し、一部の選定基準の時点修正及び選定基準の詳細の明確化等を行った。

発がん性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2 の判定に用いた情報は表１のとおりである。

表１．発がん性の分類

クラス	評価方法	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日産衛
1	ヒト発がん性あり（１機関以上）	1	A、CaH、K	1	K	A1	1
2	ヒト発がん性の疑いが強い（IARC で 2A 又は 2B 又は複数機関）	2A、2B	B1、B2、L	2	R	A2、A3	2A、2B

前回答申と同様に IARC を優先的な情報源とし、IARC で 2A、2B とされたものは、他の機関が「ヒト発がん性の疑いが強い」と評価していない場合でもクラス 2 とした。また、EPA、NTP におけるクラスの記載方法の変更に伴い、クラス 1 に EPA の CaH、K を追加し、NTP の 1 を K に修正した。さらに、クラス 2 に EPA の L を追加し、NTP の 2 を R に修正した。このほか、IARC のドラフト版は情報源として不採用とした。

＜参考：EPA 及び NTP で追加されたランクの定義＞

EPA

- CaH ： ヒト発がん性である
- K ： ヒト発がん性が知られている
- L ： ヒト発がん性である可能性が高い

NTP

- K ： ヒトに対して発がん性があることが知られている物質
- R ： 合理的にヒト発がん性があることが懸念される物質

変異原性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、具体的にクラス 1 の判定に用いた情報は表２のとおりである。

表２．変異原性の分類

	変異原性
(1)	in vivo 試験において陽性であるもの。
(2)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が陽性であるもの。
(3)	ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D_{20} 値が 0.01 mg/ml 以下であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験が陽性であるもの。
(4)	細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D_{20} 値が 0.1 mg/ml 以下であるもの。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。
(5)	異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）をみる in vitro 試験のいくつかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の結果が得られている等により、(1)～(4)と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。

前回答申と同様に、in vivo 試験が陽性の場合はこれを採用し、また、陰性の場合でも、表２の（2)、(3)、(4）に該当する場合は、クラス 1 とした。ただし、ビスフェノール A 型エポキシ樹脂は、個別物質に対する指摘に基づき、クラス外に修正した。また、in vivo 試験が陰性の場合は、表２の（5）に該当しても原則としてクラス外とした。

経口慢性毒性

前回答申、GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 及び食品安全委員会評価書、JMPR、JECFA の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表３のとおりである。

表３．経口慢性毒性の分類

クラス	経口慢性毒性			
	水質基準値（WHO、EPA、日本）	IRIS 等		農薬
	(mg/L)	NOAEL(NOEL) (mg/kg/day)	LOAEL(LOEL) (mg/kg/day)	ADI (mg/kg/day)
1	0.001 以下	0.01 以下	0.1 以下	0.0001 以下
2	0.01 以下	0.1 以下	1 以下	0.001 以下
3	0.1 以下	1 以下	10 以下	0.01 以下

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間１年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 水道水質ガイドライン、EPA 水質クライテリア及び日本の水質汚濁にかかる環境基準値と要監視項目指針値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、これらの情報も採用した。

吸入慢性毒性

前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1､2 の情報源を利用し､具体的にクラス 1､2、3 の判定に用いた情報は表４のとおりである。

表４．吸入慢性毒性の分類

クラス	吸入慢性毒性		
	大気基準	IRIS 等	
	(mg/m^3)	NOAEL(NOEL) (mg/m^3)	LOAEL(LOEL) (mg/m^3)
1	0.001 以下	0.1 以下	1 以下
2	0.01 以下	1 以下	10 以下
3	0.1 以下	10 以下	100 以下

NOAEL(NOEL)及び LOAEL(LOEL)については、原則として投与期間１年以上の試験結果を用いた。なお、前回答申において 1 年未満等の試験結果を採用した物質については、引き続き当該試験結果を採用した。さらに、前回答申と同様に、WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値を優先的な情報源としているが、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、これらの情報も採用した。

作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性

前回答申の情報源を利用し、具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表５のとおりである。

表５．作業環境許容濃度の分類

クラス	ACGIH または日本産業衛生学会（急性毒性を除く）	
	TWA（mg/m^3）（気体または蒸気）	TWA（mg/m^3）（粒子状物質等）
1	0.1 以下	0.01 以下
2	1 以下	0.1 以下
3	10 以下	1 以下

急性毒性に該当するため除外する物質の選定基準を、眼、上部気道、下部気道、皮膚刺激等に症状が限定されるものとして明確化した。また、前回答申では急性と判断しなかったが、今回の合同会合での審議に際し情報を精査した上で急性と判断した物質については、当該データを採用しなかった。

ACGIH の TWA では、気体または蒸気は、ppm で決められているため、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した。

日本産業衛生学会の作業環境許容濃度では、気体/粒子の判定は、有機物質に関しては、蒸気圧が 0.01mmHg（1.3Pa）以上で気体と判定した（ただし、テトラヒドロメチル無水フタル酸は、蒸気圧が 0.003mmHg であるが、ppm 単位の許容濃度が設定されているため気体と判定した）。無機物質に関しては、ppm 単位の許容濃度が設定されている物質を気体と判定した（ただし、水銀蒸気は、ppm 単位の許容濃度が設定されてないが、その名称から気体と判定した）。

ppm から mg/m^3 の換算は、ACGIH に記載されている次式に従って計算した。

1 気圧、25℃において、1ppm＝（分子量/24.45）mg/m^3

なお、石綿は ACGIH の TWA 及び日本産業衛生学会で ppm、mg/m^3 で作業環境が規定されていないが、前回答申において、ACGIH で 0.1f/cc とされていることからクラス 2 と判定しており、今回の検討でもその判定を踏襲した。

生殖発生毒性

EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R60～R63 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となる定量的データがある場合、判定に用いた。具体的にクラス 1、2、3 の判定に用いた情報は表６のとおりである。なお、EU リスク警句 R64 は、前回答申と同様、判定には用いなかった。

以上より、生殖発生毒性の分類は表６のとおりである。

表６．生殖発生毒性の分類

クラス	EU リスク警句（根拠となる定量的データがある場合）	
	生殖機能を損なう	胎児に害を及ぼす
1	Repr.カテゴリー１ (R60)	Repr.カテゴリー１ (R61)
2	Repr.カテゴリー２ (R60)	Repr.カテゴリー２ (R61)
3	Repr.カテゴリー３ (R62)	Repr.カテゴリー３ (R63)

感作性

日本産業衛生学会の気道感作性第１群及び第２群の物質をクラス 1 と判定した。また、EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する理事会指令において、EU リスク警句が R42 に分類される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠と

なるデータがある場合、クラス１と判定した。さらに、ACGIH の TLV 表中に SEN または Sensitization と表示される物質に対して、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源を利用し、根拠となるデータがある場合、クラス１と判定した。

以上より、感作性の分類は表７のとおりである。

表７．感作性の分類

日本産業衛生学会の気道感作性物質	ACGIH（根拠となるデータがある場合）	EU リスク警句（根拠となるデータがある場合）
第１群及び第２群	SEN、Sensitization 表示	R42 指定物質

生態毒性

OECD テストガイドライン（以下、「OECD TG」という。）に合致する試験結果が国際的に蓄積されてきたことを踏まえ、前回答申及び GHS 危険有害性分類事業の Priority-1、2 の情報源のうち、生物種、エンドポイント、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果のみを用いた。なお、前回答申時と同様に、ばく露時間等が OECD TG で基本とする条件に合致する試験結果がない場合には、ばく露時間が OECD TG より短い試験結果を引き続き用いた。具体的に判定に用いた試験結果の概要は表８のとおりである。

また、OECD TG の推奨種を用いているか、GLP の有無の確認の下、毒性ランクが同じであれば、毒性値の大小によらず、信頼性に関するより豊富な情報が得られているものを優先的に用いた。

なお、Priority -1、2 の情報源の両方に試験結果がある場合には、毒性値の大小によらず、Priority-1 の試験結果を優先的に採用した。

以上より、生態毒性の分類は表９のとおりである。

表８．生態毒性の判定に用いた試験結果の概要

	急性（$L(E)C_{50}$）	慢性（NOEC）
藻類	72 時間を基本とするが、それ以下も用いた（OECD TG：201 に基づく）	72 時間（96 時間も対象としていたが、結果的になし）（OECD TG：201 を参照して設定）
ミジンコ他の甲殻類は不採用	48 時間を基本とするが、それ以下も用いた（OECD TG：202 に基づく）	21 日間を基本とするが、それ以下も用いた（OECD TG：211 に基づく）
魚類	96 時間を基本とするが、それ以下も用いた（OECD TG：203 に基づく）	28 日間を基本とするが、それ以外の時間の結果も用いた（14 日～180 日）（OECD TG：204、210 を参照して設定）※

※　魚類の慢性毒性については、OECD TG がないため、判定に用いる試験結果は、試験時間に幅を持たせて判定に用いた。

表９．生態毒性の分類

クラス	NOEC	$L(E)C_{50}$	EU リスク警句（根拠となるデータがある場合）
1	0.1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	R50
2	1 mg/l 以下	10 mg/l 以下	R61

難水溶性物質（水溶解度が目安として概ね 1 mg/L 以下の物質）については、毒性値と水溶解度との比が概ね 3 倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられることから、判定に用いなかった。また、界面活性作用のある分散剤、乳化剤を使用した試験結果は、助剤の影響が懸念されるため、判定に用いなかった。ただし、前回答申時と同様に、水混和性溶剤を使用した試験結果は OECD TG で使用が認められているため、引き続き判定に用いた。このほか、水溶解度の試験結果は実測値を用いるものとし、実測値がない場合には、溶解度の目安として推定値を参照した。

揮発性物質については、難水溶性物質と同様に、毒性値と水溶解度との比が概ね 3 倍程度を超える試験結果は、信頼性に懸念があると考えられ、判定に用いなかった。また、揮発性物質のうち明らかに環境中に継続して存することはないと判断される物質はクラス外とした。

加水分解・光分解及び生分解性物質（半減期が目安として概ね１日以下（25℃、pH=7）の物質）については、前回答申時と同様に、分解性物質について、分解生成物の毒性が選定基準に合致しない場合は対象外とした。また、前回答申時と同様に、試験結果について、親物質又は分解生成物のどちらの毒性による影響であるかを確認し、分解生成物の毒性である場合には、親物質そのものの毒性ではなく加水分解生成物によるものであることを明確にし、親化合物を対象物質とした。

オゾン層破壊物質

モントリオール議定書の規定に即して国際的に合意されたオゾン層破壊物質を対象物質とした。

２．「相当広範な地域の環境での（将来の）継続的な存在」についての判断基準

一般環境での検出状況による判断基準は、前回答申と同様に一定の枠組みの中で管理されて行われているモニタリングデータを用いるものとし、引き続き「化学物質環境汚染実態調査」等を用いた。なお、モニタリングの検出媒体（水質、大気、底質等）と、当該物質の有害性情報のエンドポイントが一致していない場合、当該モニタリング結果は判定に用いなかった。具体的には、大気で検出されているがエンドポイントが経口慢性毒性又は生態毒性のみとなっている物質について、モニタリング結果は判定に用いなかった。

製造・輸入量による判断基準は、前回答申と同様に、公式統計や経済産業省の調査等を用いて第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を判定した。

（別添３　MSDS（製品安全データシートの例））

製品安全データシート

アクリル酸エチル

作成日 2003年 1月 13日
改訂日 2007年4月 1日

1. 化学物質等及び会社情報
化学物質等の名称：　アクリル酸エチル
製品コード：　000
会社名：　○○○○株式会社
住所：　東京都△△区△△町△丁目△△番地
電話番号：　03-XXXX-XXXX
緊急時の電話番号：　03-XXXX-XXXX
FAX番号：　03-XXXX-XXXX
メールアドレス：
推奨用途及び使用上の制限：　重合開始剤、塗料、接着剤、感光性樹脂、医薬原料、アクリル樹脂

2. 危険有害性の要約
GHS分類
物理化学的危険性
爆発物　分類対象外
可燃性・引火性ガス　分類対象外
可燃性・引火性エアゾール　分類対象外
支燃性・酸化性ガス　分類対象外
高圧ガス　分類対象外
引火性液体　区分2
可燃性固体　分類対象外
自己反応性化学品　分類できない
自然発火性液体　区分外
自然発火性固体　分類対象外
自己発熱性化学品　分類できない
水反応可燃性化学品　分類対象外
酸化性液体　分類対象外
酸化性固体　分類対象外
有機過酸化物　分類対象外
金属腐食性物質　分類できない
健康に対する有害性
急性毒性（経口）　区分4
急性毒性（経皮）　区分4
急性毒性（吸入：ガス）　分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）　区分3
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）　分類対象外（区分なし）
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）　分類できない（区分4）

皮膚腐食性・刺激性　区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性　区分2
呼吸器感作性　分類できない
皮膚感作性　区分1
生殖細胞変異原性　分類できない
発がん性　分類できない
生殖毒性　分類できない
特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）　区分3（麻酔作用）
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）　区分1（肺胞、呼吸器）
誤えん有害性　分類できない
環境に対する有害性
水生環境急性有害性　区分2
水生環境慢性有害性　区分2
ラベル要素
絵表示又はシンボル：

注意喚起語：　危険
危険有害性情報：　引火性の高い液体及び蒸気。
飲み込むと有害のおそれ（区分4）
皮膚に刺激を引き起こす（区分2）
強い目の刺激（区分2）
吸入すると有害（蒸気）
重篤な皮膚の腐食・眼の損傷
皮膚感作物質
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれの疑い
特異的標的臓器毒性
呼吸器への刺激のおそれ
眠気及びめまいのおそれ
長期又は反復ばく露による臓器系、呼吸器の損傷
水生生物に有害
注意書き：　【安全対策】
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に取扱説明書を入手すること。
この製品が漏洩するときに、排気又は換気をしないこと。
熱、火花、裸火、高温のもの又はあらゆる発火源から遠ざけること。禁煙。
容器及び受器の電気接地、接続設置、耐爆型機器使用すること。静電気放電や火花おおう対策を講じること。

個人保護具や保護衣等適切な装備をすること。
皮膚、手袋、保護衣、眼保護具、保護面を着用すること。
屋外又は換気の悪い区域でのみ使用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
粉塵・煙はよく手を洗うこと。
汚染された衣類は作業場から出さないこと。
保管への説明を受けること。
【急性毒性】
火災の場合は消火方法をとること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
飲み込んだ場合、吐き出すこと。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
目に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易にはずせる場合にはそうすること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動すること。
飲み込んだ場合、吐き出すこと。口をすすぐこと。
【保管】
容器を密閉して涼しく換気のよいところで施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に廃棄を委託すること。
国・地域情報：

3. 組成、成分情報
化学物質
化学名又は一般名：　アクリル酸エチル(Ethyl acrylate)
別名：　2-プロペン酸エチル (2-Propenoic acid ethyl ester)
分子式：　$C_5H_8O_2$
化学特性(化学式又は構造式)：

CAS登録番号：　140-88-5
官報公示整理番号　05-366
化審法・安衛法：
分解に関与する不純物及び安定化剤：情報なし。
別名：
濃度又は濃度範囲：　99%以上

4. 応急措置
吸入した場合：　被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に連絡すること。
医師の手当、指示を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、指示を受けること。
皮膚に付着した場合：　直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。洗浄後も使用すること。
直ちに医師に連絡すること。
皮膚に多量の水と石鹸で洗うこと。
多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚が赤くなる、ただれるなどの異常な場合は、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合：　直ちに清浄な流水で15分以上洗うこと。
医師の手当、指示を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、指示を受けること。
コンタクトレンズを着用していても容易にはずせる場合はそうすること。その後も洗浄を続けること。
医師の手当、指示を受けること。
飲み込んだ場合：　直ちに医師に連絡すること。
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
医師の手当、指示を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、指示を受けること。
予測される臨床症状及び遅発性症状：　吸入した場合：肺炎、咳、嘔吐、喉頭痛。
皮膚に付着した場合：発赤、痛み。

	個人用の保護具：certain, 適切, その他。 緊急時処置：換気、下降、吸出管、噴霧。
最も重要な急性及び遅発性：	
応急措置をする者の保護：	火気に注意する。呼吸用保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項：	安静に保ち、医学的な観察観察が不可欠である。 適切なスプレー消火剤を直ちに使用することを検討する。

5. 火災時の措置

適切な：	小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤 大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
安全のために使用しない消火剤：	特別注記
特有の危険性を警告：	強めて燃えやすい。熱、火花、火炎で容易に着火する。 加熱により容器が破裂するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食、及び窒息性の ガスを発生するおそれがある。 引火性蒸気は空気より重い。
特有の消火方法：	引火点が疑わしく低い：消火の作業が安全におこなわれる場合は散水する。 危険でなければ容器を火源から除去する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を十分に長く流して冷却を continue する。
消火を行う者の装置：	消火作業の際は、適切な圧縮呼吸器具と化学保護服 clothing を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急	適切に、全ての方向に風向の風下を風向風上として隔離する。
時処置：	関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（ガス（蒸気）防止及び蒸気遮断）作業を着用を着用。風、風 source への接触 の ガスの侵入を防ぐ。 適切な装置を身に付けていない人手は接触しない事。飲み食いは禁煙に触れてはいけない。 漏洩しても火災が発生していない場合、着想性の高い、不活性ガスの保護装置を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項：	河川等に排出され、環境へ悪影響が起こるおそれがあるので注意する。 雰囲気中に放出してはならない。
回収、中和：	少量の場合、乾燥土、砂や不燃性材で吸収し、あるいは適切で容器で回収できる容器に回収する。 少量の場合、漏洩したものを集めるとき、適当な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
	適切な容器に移すこと。
使用してはならない材料：	記載なし
封じ込め及び浄化の方法・機材：	危険でなければ漏洩を止める。 適切な防護具を着用の上で回収作業を実施する。 漏洩物質が広範囲に拡散する前に回収する。
二次災害の防止策：	すべての発火源を速やかに取り除くこと。適切な保護具を着用すること。 飲食、喫煙、及び食物を取り扱う場所への立入りを禁止。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策：	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気：	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気・全体換気を行う。
安全取扱い注意事項：	取扱前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意事項を読み理解するまで取扱わないこと。 加圧や衝撃、スパーク、火気や高温を避ける。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を与え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 吸い込んだり、 接触、吸入又は飲み込まないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 この製品を使用する時に、飲食及び喫煙をしないこと。 容器を取扱後は手を洗うこと。 屋外または十分な換気のある場所でのみ使用すること。 汚染された衣類は再使用前に洗濯すること。
接触回避：	「10. 安定性及び反応性」を参照。
保管	
技術的対策：	保管場所は、冷、暗、及び適切な換気とし、かつ、ばく露防止対策ができること。 保管場所や容器は不燃材料であるとともに、金属缶その他の堅牢な不燃材料であり、かつ気密を保持していること。 保管場所の施設、設備にあが導入し、万一漏洩しない構造とすること。 保管場所の施設、設備は危険物を収容するために適切な構造とすること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
混触発禁物質：	「10. 安定性及び反応性」を参照。
保管条件：	熱、火花、直火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 酸化物から離して保管する。 容器は漏れ防止のため密閉すること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。

容器包装材料：	消防法及び関連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度：	規定されていない。
許容濃度（ばく露限界値、生物学的 ばく露指標）：	
日本産業衛生学会(2020年版)	規定されていない。
ACGIH (2020年版)	TLV-TWA 1ppm A4 TLV-STEL 15ppm A4
設備対策：	設備の種類・換気・局所排気装置を使用すること。 許容濃度に対する予防措置を講ずること。 この物質の許容ばく露量を作業者に対応健康上安全レベルを設置すること。 空気中の濃度を引火爆発限度以下に保つために適切な換気の強度を行なうこと。 蒸気工程でミストが発生するような、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために集じん装置を設置する。 密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用しない作業は原則としてはならない。 蒸気濃度を許容された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を実施する。
保護具	
呼吸器の保護具：	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具：	適切な保護手袋を着用すること。 ゴム（ブチルゴム及び他の合成ゴム製品を含む）、ポリエチレン等を着用する。 指定された場合は、皮膚からの吸収を防ぐ為、全身の化学防護服又は耐酸スーツ等を着用する。
眼の保護具：	適切な眼の保護具を着用すること。 化学物質用のゴーグル及び適切な保護面を着用すること。 安全眼鏡を着用すること。眼の角ばりまたは刺激によって眼または眼周囲が起こりうる時は、保護具または化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。
皮膚及びあるの保護具：	適切な保護具の皮膚具を着用すること。 一般的な物質名称は下記はホすブレンの値の、手袋、ボプロン、ブーツ、ゴム手袋スーツ等の下着適合の保護を適宜着用すること。 しばその可能性があるときは、全身耐薬品性防護服を着用もし、加工ーツ及びブーツが必要である。
衛生対策：	取扱い後手及び体を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 汚染された衣類は再使用前に洗濯すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など：	無色の液体 [1]
臭い：	芳香族 [2]
pH：	データなし
融点・凝固点：	-97℃（推定） [3]
沸点、初留点及び沸騰範囲：	65℃（実測） [1]
引火点：	4℃（開放式） [1]
蒸発速度：	下限 1.0vol%、上限 11vol% [1]
燃焼性：	液体(引火) [1]
蒸気密度(空気=1)：	3.41（計算値）
比重(密度)：	0.8134g/cm³(20℃) [1]
溶解度：	1.4g/100ml(25℃)(水) [1] DEGDEA:ヨウ:100%，アルコール:100%，エーテル:100%溶解 [1]
オクタノール/水分配係数：	log Pow = 1.22 [1]
自然発火温度：	345℃ [1]
分解温度：	データなし
臭いのしきい値(閾値)：	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル＝1)：	データなし
燃焼性(固体、ガス)：	該当しない
粉塵：	データなし
GHS分類	
引火性液体：	引火点(closed cup)が23℃以上60℃以下であり[1]，区分4に該当する。該当危険物確認動物では区分3に入るものもあるようだ。根拠不確定

10. 安定性及び反応性

安定性：	通常取扱い時はパイロキノンエステルやパラキノンモノアルコールエステル(分子量>300)が入っていても、熱、光、水分、凝固物、過酸等が存在すると重合することがある。危険物を解釈ルール1-14条により不活性ガスやシールして保管すること。
危険有害反応可能性：	加熱、光、水分、凝固物、過酸等により発熱して重合する。重合が急激に進むと容器が破裂し、危険物が噴出又は炎上し、周囲の可燃物を巻き込む危険性がある。
避けるべき条件：	熱、高温、光、水分。
混触危険物質：	酸類化物、過酸。
	特のポリプロピレン、ゴム等を侵す。
危険有害な分解生成物：	加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性：				
	経口	ラット	LD_{50}	1000mg/kg [2]
	経口	ラット	LD_{50}	550mg/kg [2]
	経口	ラット	LD_{50}	600mg/kg [2]
	経口	ラット	LD_{50}	1750mg/kg [2]
	急性経口毒性について得られたLD_{50}値600mg/kgより区分4とした。			
	吸入経口毒性(区分4)			
	経皮	ウサギ	LD_{50}	1200mg/kg [2]

（出典：中央労働災害防止協会ホームページ「安全衛生情報センター」）

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加
担当部局		経済産業省 製造産業局 化学物質管理課　課長 福島　洋 電話番号：03-3501-0080　e-mail：qqhbbf@meti.go.jp 厚生労働省　医薬食品局　審査管理課化学物質安全対策室　室長　山本　順二 電話番号：03-3595-2298　e-mail：prtrchemical@mhlw.go.jp 環境省　総合環境政策局　環境保健部　環境安全課　課長　木村　博承 電話番号：03-5521-8260　e-mail：ehs@env.go.jp
評価実施時期		平成２０年９月
規制の目的、内容及び必要性等		（目的） 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、最新の科学的知見等を踏まえて指定化学物質を見直すとともに、現行の対象事業種と同程度の排出があると見込まれる医療業を、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に追加する。 （内容） 今回の物質見直しによって、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質の数は３５４物質から４６２物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質は８１物質から１００物質となる。また、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業が追加される。 （必要性） 化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、第一種及び第二種指定化学物質については、定期的に見直しの必要性を検討することが必要であるため。また、医療業については、第一種指定化学物質を環境中に排出している可能性が高いと考えられることから、第一種指定化学物質等取扱事業者に追加する必要があるため。
	法令の名称・関連条項とその内容	［名　　称］ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 ［関連条項］ 令第１条～第４条、第６条、別表第１、別表第２
想定される代替案		本改正案では、指定化学物質の見直し及び対象業種の追加を行うが、指定物質の選定基準等規制手法等の措置枠組みそのものは改正していない。選定基準に基づき現在の化学物質の毒性・暴露状況等を改めて見直し、その結果をそのまま反映させるものであり、規制の手法等についての判断を伴うものでないから、代替案は想定しない。
規制の費用		費用の要素
	（遵守費用）	新たに対象となる指定化学物質を取り扱う事業者に対して、 ・第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト。 ・ＰＲＴＲの届出に係るコスト。 ・指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際に、ＭＳＤＳを作成し交付するコスト
	（行政費用）	・第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト ・ＰＲＴＲ届出件数増加に伴う集計に係るコスト
	（その他の社会的費用）	なし
規制の便益		便益の要素
		・環境の保全上の支障を未然に防止する。 ・第一種及び第二種指定化学物質の自主的な管理の改善ための基礎データが得られ、化学物質の自主的な管理が改善される。 ・指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関して理解を深めることができる。

政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	・今回の改正案によって、最新の知見に基づき指定化学物質を見直し、対象業種（医療業）を追加した場合、新規の物質をこれから取り扱う事業者においては、指定化学物質の取扱量・排出量・移動量の把握に係る費用、ＰＲＴＲの届出に係る費用、ＭＳＤＳを作成・交付に係る等の費用増が予想されるが、これら費用は現行法による指定化学物質を新たに取り扱う際にも必要となる内容であり費用としては適切である。さらに、本法は、指定化学物質の使用・輸出入についての許認可・制限を行うものではなく、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するものであることから、事業遂行の上の影響も限定的である。国の関係行政機関及び都道府県においては、届出データの集計及び届出外排出量の推計に係る費用増が予想される。 ・一方、便益に関しては、事業者は指定化学物質の自主的な管理の改善のための基礎データを得て、化学物質の自主的な管理の改善がより一層促進され、また、指定化学物質の排出・移動量の把握により、環境の保全上の支障を未然に防止することができ、国民・社会においても指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況についてより一層理解を深めることができる。 ・また、このような影響を含めてＰＲＴＲ制度・ＭＳＤＳ制度全体の適正さについては、法において担保されており、今回の政令改正は、科学的知見に基づき法のスキームの枠内でその目的を適切に達成すべく行うものであるから、妥当である。
有識者の見解その他関連事項	化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質見直し及び対象業種の追加については、平成１９年８月にとりまとめられた「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ」において「化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである」「大学病院は高等教育機関の付属施設として対象になっているが、医療業は対象業種に指定されていない。医療業全体を指定業種として追加すべきかどうかについては、化学物質の使用実態の調査も含め今後さらに検討が必要である」とその必要性が指摘されているところである。 また、指定化学物質の見直しに関しては、昨年１０月以降「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会ＰＲＴＲ対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会ＰＲＴＲ対象物質等専門委員会合同会合」において、科学的知見等をもとに審議され、それぞれの審議会において答申されている。
レビューを行う時期又は条件	化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質及び対象業種については、今後とも化学物質の製造、輸入又は使用の動向やモニタリングによる一般環境中での検出状況、新たな有害性情報（発がん性、慢性毒性等）の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質及び対象業種について検討を行う。
備考	今後、本政令改正を受けて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（省令）についても、指定化学物質の見直し結果を踏まえた対応化学物質分類名 の指定に係る所要の改正を行う予定である（平成２０年度内目途）。